

防災基本計画修正

新旧対照表

令和3年5月

第1編 総則

修正前	修正後
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 本計画の目的と構成 (略)</p> <p>○災害の軽減には、恒久的な災害対策と<u>災害時</u>の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 防災の基本理念及び施策の概要 (略)</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防 (略)</p> <p>○災害予防段階における施策の概要は以下の通りである。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、国民の防災活動の環境を整備する。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>発災時</u>の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。 <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>○災害応急段階における基本理念は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は、<u>可能な限り被害規模を早期に把握する</u>とともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 <p>(略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 本計画の目的と構成 (略)</p> <p>○災害の軽減には、恒久的な災害対策と<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)</u>の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 防災の基本理念及び施策の概要 (略)</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防 (略)</p> <p>○災害予防段階における施策の概要は以下の通りである。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、国民の防災活動の環境を整備する。<u>なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</u> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時</u>の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。 <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>○災害応急段階における基本理念は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、</u>発災直後は<u>被害規模の把握を、それぞれ早期に行う</u>とともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>○災害応急段階における施策の概要は以下の通りである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害発生の兆候が把握された際には</u>、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。 ・発災直後においては、<u>被害規模を早期に把握する</u>とともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。 <p>(略)</p> <p>第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応</p> <p>○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、<u>災害の発生時</u>に、要配慮者としての外国人にも十分配慮するとともに、世界における我が国経済の信用力を強化する観点からも、我が国の中枢機能を担う大都市圏等における防災体制を強化する必要がある。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>情報通信技術の発達を踏まえ</u>、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、<u>ICTの防災施策への積極的な活用が必要である。</u> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和2年における</u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。 	<p>○災害応急段階における施策の概要は以下の通りである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害が発生するおそれがある場合</u>には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。 ・<u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を</u>、発災直後は<u>被害規模の把握を、それぞれ早期に行う</u>とともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。 <p>(略)</p> <p>第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応</p> <p>○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、<u>災害時</u>に、要配慮者としての外国人にも十分配慮するとともに、世界における我が国経済の信用力を強化する観点からも、我が国の中枢機能を担う大都市圏等における防災体制を強化する必要がある。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>効果的・効率的な防災対策を行うため</u>、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、<u>災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u> ・<u>過去の災害の教訓を踏まえ、全ての国民が災害から自らの命を守るためには、国民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</u> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<u>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>第4章 防災計画の効果的推進等</p> <p>(略)</p> <p>第2節 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>○国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされている。<u>このため</u>、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人命の保護が最大限図られる ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧・復興 <p>を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。</p> <p>第3節 防災計画以外の計画との整合性の確保等</p> <p>(略)</p> <p>2 個別法に基づく防災業務計画及び地域防災計画への記載事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域防災計画に記載すべき事項</p> <p>(略)</p> <p><u>・特定都市河川浸水被害対策法第33条第1項に規定する洪水等情報の伝達方法等に関する事項</u></p> <p>(略)</p> <p>第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項</p> <p>(略)</p> <p>○以上の観点を踏まえつつ、当面、防災業務計画及び地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は以下の通りとする。</p> <p>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、<u>発災時</u>における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、国及び地方公共団体と企業等との間で協定を</p>	<p>(略)</p> <p>第4章 防災計画の効果的推進等</p> <p>(略)</p> <p>第2節 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>○国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、<u>令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取り組みの更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。</u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において<u>は</u>、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされて<u>おり</u>、国、指定公共機関及び地方公共団体は、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化基本計画の基本目標である、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人命の保護が最大限図られる ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧・復興 <p>を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。</p> <p>第3節 防災計画以外の計画との整合性の確保等</p> <p>(略)</p> <p>2 個別法に基づく防災業務計画及び地域防災計画への記載事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地域防災計画に記載すべき事項</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項</p> <p>(略)</p> <p>○以上の観点を踏まえつつ、当面、防災業務計画及び地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は以下の通りとする。</p> <p>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、<u>災害時</u>における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、国及び地方公共団体と企業等との間で協定を</p>

第1編 総則

修正前	修正後
<p>締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告</u>等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>(略)</p>	<p>締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難<u>等</u>に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難指示</u>等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。</p> <p>(略)</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害に強い国づくり，まちづくり （略） 2 災害に強いまちづくり (1) 災害に強いまちの形成 ○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導等により災害に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>（略） （新設）</p> <p>（略） (3) ライフライン施設等の機能の確保 ○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国〔総務省，厚生労働省，経済産業省，国土交通省，環境省〕，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設について，地震災害においては耐震性の確保，津波災害においては耐浪性の確保，風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。</p> <p>（略） (4) 災害応急対策等への備え ○国，公共機関及び地方公共団体は，災害が発生した場合の災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第6節参照）を平常時より十分行うとともに，職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>（略） 第3節 国民の防災活動の促進</p>	<p>第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第1節 災害に強い国づくり，まちづくり （略） 2 災害に強いまちづくり (1) 災害に強いまちの形成 ○国〔農林水産省，国土交通省，<u>環境省</u>〕及び地方公共団体は，それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導，<u>開発抑制，移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え，自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など，総合的な防災・減災対策を講じることにより，</u>災害に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>（略） <u>○国〔国土交通省，内閣府〕及び地方公共団体は，防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下，地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ，災害の危険性等地域の实情に応じて，優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに，住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し，住宅を安全な立地に誘導するなど，まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u></p> <p>（略） (3) ライフライン施設の機能の確保 ○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国〔総務省，厚生労働省，経済産業省，国土交通省，環境省〕，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，通信サービス，<u>廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設について，地震災害においては耐震性の確保，津波災害においては耐浪性の確保，風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。</p> <p>（略） (4) 災害応急対策等への備え ○国，公共機関及び地方公共団体は，<u>災害時</u>の災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第6節参照）を平常時より十分行うとともに，職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>（略） 第3節 国民の防災活動の促進</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国〔消防庁，文部科学省，国土交通省，気象庁，国土地理院，林野庁〕及び地方公共団体は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに，防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また，災害による人的被害を軽減する方策は，住民等の避難行動が基本となることを踏まえ，警報等や<u>避難勧告</u>等の意味と内容の説明など，啓発活動を住民等に対して行うものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報等発表時や<u>避難指示（緊急），避難勧告，避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）で<u>災害発生時</u>にとるべき行動，避難場所や避難所での行動 <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，防災週間，水防月間，土砂災害防止月間，山地災害防止キャンペーン，雪崩防災週間等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，水防，土砂災害・雪崩災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>○国〔文部科学省〕及び地方公共団体は，学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国〔消防庁，文部科学省，国土交通省，気象庁，国土地理院，林野庁〕及び地方公共団体は，住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため，自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに，<u>専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら</u>，防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また，災害による人的被害を軽減する方策は，住民等の避難行動が基本となることを踏まえ，警報等や<u>避難指示</u>等の意味と内容の説明など，啓発活動を住民等に対して行うものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報等発表時や<u>緊急安全確保，避難指示，高齢者等避難</u>の発令時にとるべき行動 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難行動への負担感，過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識，正常性バイアス等を克服し，避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u> ・<u>指定緊急避難場所，安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等の避難場所，避難経路等の確認</u> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）で<u>災害時</u>にとるべき行動，避難場所や避難所での行動 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>広域避難の実効性を確保するための，通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> ・<u>家屋が被災した際に，片付けや修理の前に，家屋の内外の写真を撮影するなど，生活の再建に資する行動</u> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，防災週間，水防月間，土砂災害防止月間，山地災害防止キャンペーン，雪崩防災週間等を通じ，各種講習会，イベント等を開催し，水防，土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・<u>大規模広域避難</u>に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>○国〔内閣府，文部科学省〕及び地方公共団体は，学校における体系的<u>かつ地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育に関する指導内容の整理，防災教育のための指導時間の確保など，防災に関する教育の充実に努めるものとする。また，学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施, 指導</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>○地方公共団体は, 定期的な防災訓練を, 夜間等様々な条件に配慮し, 居住地, 職場, 学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し, 住民の<u>災害発生時</u>の避難行動, 基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p> <p>(3) 防災知識の普及, 訓練における要配慮者等への配慮</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府, 消防庁, 文部科学省, 厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は, 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し, 平常時の登録, 研修制度, 災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制, 防災ボランティア活動の拠点の確保, 活動上の安全確保, 被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を, 研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>○国〔経済産業省, 内閣府等〕は, 商工会・商工会議所等中小企業等を取り巻く関係機関の<u>協力を得て, 市町村(都道府県)及び中小企業等に対して</u>防災・減災対策に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施, 指導</p> <p>(略)</p> <p><u>○国及び地方公共団体は, 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう, 関係機関と連携して, 実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は, <u>地域の災害リスクに基づいた</u>定期的な防災訓練を, 夜間等様々な条件に配慮し, 居住地, 職場, 学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し, 住民の<u>災害時</u>の避難行動, 基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。<u>また, 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え, 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>(3) 防災知識の普及, 訓練における要配慮者等への配慮</p> <p>(略)</p> <p><u>○国〔内閣府〕及び地方公共団体は, 災害発生後に, 指定避難所や仮設住宅, ボランティアの活動場所等において, 被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう, 「暴力は許されない」意識の普及, 徹底を図るものとする。</u></p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府, 消防庁, 文部科学省, 厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は, <u>防災ボランティアの活動環境として,</u> 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し, 平常時の登録, 研修や訓練の制度, 災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制, 防災ボランティア活動の拠点の確保, 活動上の安全確保, 被災者ニーズ等の情報提供方策等について <u>整備を推進するとともに, そのための</u>意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を, 研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p><u>○国〔国土交通省〕は, 公共交通・物流を担う運輸事業者に対して, 防災及び事業継続の取組を支援するために助言等を行う「運輸防災マネジメント」を推進するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔経済産業省, 内閣府等〕は, <u>地方公共団体・商工会・商工会議所等中小企業等を取り巻く関係機関による, 発生が想定される自然災害等についての中小企業等に対する周知等が円滑に実施できるよう, 関係機関に対し,</u> 防災・減災対策に必要な情報提供等を行うよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略) (新設)</p> <p>○国は、地域の住民、事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、<u>災害発生時</u>に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。この際、国〔内閣府〕は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>○<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>に、迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>のほか、<u>一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに</u>、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する必要がある。</p> <p>○市町村は、躊躇なく<u>避難勧告</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>○国及び都道府県は、市町村に対し、<u>避難勧告</u>等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>○平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、<u>災害発生時</u>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設</p>	<p>(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略)</p> <p><u>○市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>○国は、地域の住民、事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、<u>災害時</u>に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。この際、国〔内閣府〕は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>○<u>災害時</u>に、迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、<u>避難指示</u>のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>とともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難</u>を伝達する必要がある。</p> <p>○市町村は、躊躇なく<u>避難指示</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>○国及び都道府県は、市町村に対し、<u>避難指示</u>等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>○平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、<u>災害時</u>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、<u>避難者の運送</u>等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管</p>

修正前	修正後
<p>を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○都道府県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○地方公共団体は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>（略）</p> <p>(2) 住民等の避難誘導体制</p> <p>○市町村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>○国〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>（略）</p>	<p>理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○都道府県及び市町村は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○地方公共団体は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>（略）</p> <p>(2) 住民等の避難誘導体制</p> <p>○市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>○国〔内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>（略）</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>・内閣府は、災害情報が官邸及び<u>非常本部等</u>（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等による伝送路の確保に努めること。</p> <p>（略）</p> <p>(4) 職員の体制</p> <p>（略）</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、<u>災害発生時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は、<u>避難勧告</u>等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>○国〔厚生労働省〕は、災害派遣福祉チームの活動内容の標準化及び質の確保を図るため、研修を実施し、各地域を主導する人材の育成を図るものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○国、地方公共団体等は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>・内閣府は、災害情報が官邸及び<u>政府本部</u>（「<u>特定災害対策本部</u>、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう、中央防災無線網の整備・拡充等による伝送路の確保に努めること。</p> <p>（略）</p> <p>(4) 職員の体制</p> <p>（略）</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、<u>災害時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、<u>専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用</u>等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は、<u>避難指示</u>等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p><u>○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>○国〔厚生労働省〕は、災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動内容の標準化及び質の確保を図るため、研修を実施し、各地域を主導する人材の育成を図るものとする。</p> <p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システムに基づく</u>全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔総務省〕は、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>により登録される災害マネジメント支援員や対口支援の要員の育成・充実の一環として、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付に係る説明会等への積極的な参加を地方公共団体に対して促すものとする。</p> <p>○都道府県及び市町村は、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(7) 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>（略）</p> <p>○地方公共団体等の防災関係機関は、<u>災害発生時</u>の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(8) 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔経済産業省〕は、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係</p> <p>（略）</p>	<p>○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度により</u>、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔総務省〕は、<u>応急対策職員派遣制度</u>により登録される災害マネジメント支援員や対口支援の要員の育成・充実の一環として、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付に係る説明会等への積極的な参加を地方公共団体に対して促すものとする。</p> <p>○都道府県及び市町村は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(7) 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>（略）</p> <p>○地方公共団体等の防災関係機関は、<u>災害時</u>の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(8) 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、<u>雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）</u>、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔経済産業省〕は、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保<u>や燃料在庫の確保</u>を促進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係</p> <p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>○ライフライン事業者は、<u>災害発生時</u>に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土地理院〕は、<u>発災時</u>の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、<u>発災時</u>の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。</p> <p>○<u>避難勧告</u>等が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」</u>を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との<u>広域一時滞在に係る</u>応援協定の締結や、<u>被災者</u>の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、<u>発災時</u>の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>○ライフライン事業者は、<u>災害時</u>に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土地理院〕は、<u>災害時</u>の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、<u>災害時</u>の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。</p> <p>○<u>避難指示</u>等が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、</u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、<u>「緊急安全確保」</u>を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難<u>及び広域一時滞在</u>が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、<u>広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）</u>の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、<u>災害時</u>の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○都道府県・保健所設置市及び特別区の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（都道府県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に</u></p>

修正前	修正後
<p>○市町村（都道府県）は、学校等が保護者との間で、<u>災害発生時</u>における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>○市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、<u>災害発生時</u>における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 指定緊急避難場所 （略）</p> <p>○指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。<u>特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 指定避難所等 （略）</p> <p>○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、<u>被災者が避難生活を送るため</u>の指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>○市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p> <p>○指定避難所については、市町村は、<u>被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p>	<p><u>向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>○市町村（都道府県）は、学校等が保護者との間で、<u>災害時</u>における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>○市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、<u>災害時</u>における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 指定緊急避難場所 （略）</p> <p>○指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(3) 指定避難所等 （略）</p> <p>○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、<u>避難者が避難生活を送るために必要十分な</u>指定避難所をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について</u>、住民への周知徹底を図るものとする。<u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>（移設）</p> <p>○指定避難所については、市町村は、<u>避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。</u></p>

修正前	修正後
(移設)	<u>○市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</u>
(移設)	<u>○市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u>
(移設)	<u>○指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u>
(新設)	<u>○市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u>
(新設)	<u>○市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>
(略) ○市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。 <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u>	(略) ○市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
(移設) ○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、 <u>簡易ベッド</u> 、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、 <u>被災者</u> による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 ○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	<u>○地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> ○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、 <u>避難者</u> による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 ○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、 <u>携帯トイレ</u> 、 <u>簡易トイレ</u> 、常備薬、マスク、消毒液、 <u>段ボールベッド</u> 、 <u>パーティション</u> 、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や <u>新型コロナウイルス感染症を</u>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○市町村は、マニュアルの作成，訓練等を通じて，指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際，住民等への普及に当たっては，住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿</p> <p>○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するとともに，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう，名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>○市町村は，<u>避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた</u>消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得ることにより，または，当該市町村の条例の定めにより，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の</p>	<p><u>含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また，備蓄品の調達に当たっては，要配慮者，女性，子供にも配慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○市町村は，マニュアルの作成，訓練等を通じて，指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際，住民等への普及に当たっては，住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。<u>特に，夏季には熱中症の危険性が高まるため，熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は，介護保険施設，障害者支援施設等に対し，あらかじめ，その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設，<u>ホテル・旅館</u>等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め，併せて，その内容を都道府県に登録するよう要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u></p> <p>○市町村は，市町村地域防災計画において，<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき</u>，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局や福祉担当部局<u>など関係部局</u>の連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するとともに，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう，名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下，福祉専門職，社会福祉協議会，民生委員，地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して，名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに，作成の同意を得て，個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また，個別避難計画については，避難行動要支援者の状況の変化，ハザードマップの見直しや更新，災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう，必要に応じて更新するとともに，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても，計画の活用に支障が生じないよう，個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>○市町村は，<u>市町村地域防災計画に定めるところにより</u>，消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織<u>など避難支援等に携わる関係者</u>に対し，避難行動要支援者本人の同意，または，当該市町村の条例の定め<u>がある場合</u>には，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>○市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>○市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>○市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>8 物資の調達、供給活動関係</p>	<p>8 物資の調達、供給活動関係</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品、生産に時間がかかる物資（段ボールベッド等）及び通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。</p>	<p>○国〔内閣府、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品、生産<u>体制等の関係により調達</u>に時間がかかる物資（段ボールベッド、<u>パーティション</u>等）及び通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>○国〔農林水産省、経済産業省、厚生労働省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量について、毎年度調査するものとする。</p>	<p>○国〔農林水産省、経済産業省、厚生労働省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量について、毎年度調査するものとする。</p>
<p>食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、レトルト食品、包装米飯、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、飲料水（ペットボトル）、介護食品等の特別な配慮を要する避難者向け物資</p>	<p>食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、レトルト食品、包装米飯、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）、飲料水（ペットボトル）、介護食品等の特別な配慮を要する避難者向け物資</p>
<p>生活必需品…下着、毛布、作業着、タオル、小型エンジン発電機、卓上カセットコンロ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯、乾電池、トイレトーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、乳児用・小児用おむつ、女性用品、マスク</p>	<p>生活必需品…下着、毛布、作業着、タオル、小型エンジン発電機、卓上カセットコンロ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯、乾電池、トイレトーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、乳児用・小児用おむつ、女性用品、マスク、<u>消毒液</u></p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>11 災害復旧・復興への備え</p>	<p>11 災害復旧・復興への備え</p>
<p>(1) 災害廃棄物の発生への対応</p>	<p>(1) 災害廃棄物の発生への対応</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>○国〔環境省、防衛省〕は、災害廃棄物の撤去等について、発災時の環境省、防衛省、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担、平時の取組等を整理した連携対応マニュアルを<u>作成し</u>、関係者に周知するものとする。 (略)</p>	<p>○国〔環境省、防衛省〕は、災害廃棄物の撤去等について、発災時の環境省、防衛省、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担、平時の取組等を整理した連携対応マニュアルを関係者に周知するものとする。 (略)</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 1 警報等の伝達 ○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は、<u>災害発生の兆候が把握可能な災害について、それを把握した場合</u>、その情報、警報等を住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。 2 住民等の避難誘導 (略) ○<u>避難勧告</u>等が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への<u>移動を原則</u>とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への<u>移動を行うこと</u>がかえって危険を伴う場合等や<u>むを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</u>について、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。 ○市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 ○指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告</u>等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、都道府県は、時機を失することなく<u>避難勧告</u>等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 ○市町村は、<u>避難勧告</u>等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 3 関係省庁災害警戒会議の開催 ○内閣府は、災害発生のおそれがある場合、関係行政機関の情報共有を図るため、必要に応じて、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。 (新設)</p>	<p>第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 1 警報等の伝達 ○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は、<u>災害が発生するおそれがある場合には</u>、その情報、警報等を住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。 2 住民等の避難誘導 (略) ○<u>避難指示</u>等が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本</u>とするものの、<u>ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや</u>、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への<u>避難</u>がかえって危険を伴う場合は、<u>「緊急安全確保」を行うべきこと</u>について、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。 ○市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 ○指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示</u>等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、都道府県は、時機を失することなく<u>避難指示</u>等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 ○市町村は、<u>避難指示</u>等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 3 関係省庁災害警戒会議の開催及び政府本部の設置 ○<u>国〔内閣府〕</u>は、災害発生のおそれがある場合、関係行政機関の情報共有を図るため、必要に応じて、関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。 <u>○国〔内閣府〕は、大規模な災害が発生するおそれがある場合において、当該災害の規模、地域の状況等を勘案し、住民の広域避難等の災害対応の事前措置等、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき、国、地方公共団</u></p>

修正前	修正後
<p>4 災害未然防止活動 （略） ○国〔国土交通省，気象庁等〕は，市町村が行う警戒区域の設定，<u>避難勧告</u>等の対策に対し，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。 （略） （新設）</p> <p>（略）</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略） ○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，<u>非常本部等</u>を設置する。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡 （略） (3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡 （略） ○国〔内閣府，警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，収集した被災現場の画像情報を，中央防災無線網等を活用し，官邸及び<u>非常本部等</u>を含む防災関係機関への共有を図るものとする。 （略） (4) 一般被害情報等の収集・連絡 ○都道府県（市町村）は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し，<u>非常本部等</u>の設置後は当該情報を<u>非常本部等</u>に連絡する。 （略） ○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。<u>非常本部等</u>（事故災害においては非常災害対策本部。以下同じ。）の設置後は，当該情報を<u>非常本部等</u>に連絡する。 ○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。<u>非常本部等</u>の設置後は，当該情報を<u>非常本部等</u>に連絡する。また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては，調査のための職員派</p>	<p><u>体，指定公共機関等が実施する災害応急対策の総合調整等を実施するための政府本部を設置するものとする。</u></p> <p>4 災害未然防止活動 （略） ○国〔国土交通省，気象庁等〕は，市町村が行う警戒区域の設定，<u>避難指示</u>等の対策に対し，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。 （略） <u>○国〔国土交通省〕は，大規模な災害発生のおそれがある場合には，必要に応じて，緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し，迅速な災害応急対策活動に備えるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略） ○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，<u>政府本部</u>を設置する。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡 （略） (3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡 （略） ○国〔内閣府，警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，収集した被災現場の画像情報を，中央防災無線網等を活用し，官邸及び<u>政府本部</u>を含む防災関係機関への共有を図るものとする。 （略） (4) 一般被害情報等の収集・連絡 ○都道府県（市町村）は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し，<u>政府本部</u>の設置後は当該情報を<u>政府本部</u>に連絡する。 （略） ○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。<u>政府本部</u>（事故災害においては<u>特定災害対策本部又は</u>非常災害対策本部。以下同じ。）の設置後は，当該情報を<u>政府本部</u>に連絡する。 ○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。<u>政府本部</u>の設置後は，当該情報を<u>政府本部</u>に連絡する。また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては，調査のための職員派遣，へ</p>

修正前	修正後
<p>遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。</p> <p>○官邸〔内閣官房〕、内閣府又は非常本部等は、必要に応じ、収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。</p> <p>○官邸〔内閣官房〕、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関及び指定公共機関に連絡する。</p> <p>○非常本部等は、収集した被害情報を都道府県（事故災害においては関係都道府県）に連絡する。</p> <p>(5) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>○都道府県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。</p> <p>○指定行政機関は、必要に応じ、自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をするとともに、都道府県、公共機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、指定行政機関、指定公共機関、都道府県等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国〔総務省、内閣府〕は、非常本部等又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、非常本部等又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 広域的な応援体制</p> <p>○国、地方公共団体等は、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</p> <p>○地方公共団体及び事業者は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。</p>	<p>リコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。</p> <p>○官邸〔内閣官房〕、内閣府又は政府本部は、必要に応じ、収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。</p> <p>○官邸〔内閣官房〕、内閣府又は政府本部は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関及び指定公共機関に連絡する。</p> <p>○政府本部は、収集した被害情報を都道府県（事故災害においては関係都道府県）に連絡する。</p> <p>(5) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>○都道府県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡する。</p> <p>○指定行政機関は、必要に応じ、自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、政府本部の設置後はこれを政府本部に連絡をするとともに、都道府県、公共機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>○政府本部は、必要に応じ、収集した応急対策活動情報や政府本部において調整された応急対策活動情報を、指定行政機関、指定公共機関、都道府県等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p>○国〔総務省、内閣府〕は、政府本部又は被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。なお、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、政府本部又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず、速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 広域的な応援体制</p> <p>○国、地方公共団体等は、災害時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</p> <p>○地方公共団体及び事業者は、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 国における活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 職員の派遣</p> <p>○国〔内閣府等〕は、大規模な被害が想定される場合には、必要に応じ、ヘリコプター等により、直ちに内閣府調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握及び被災地方公共団体の支援を行うものとする。その際、国〔内閣府〕は、国〔内閣府〕及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成されるISUT（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）を派遣し、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、地方公共団体等の災害対応を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 各種会議等の開催等</p> <p>○大規模な災害発生時（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）には、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議・調整等を行うため、<u>非常本部等</u>を設置し、又は関係閣僚会議若しくは関係省庁災害対策会議を開催するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p><u>○国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>6 国における活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(3) 職員の派遣</p> <p>○国〔内閣府等〕は、大規模な被害が想定される場合には、必要に応じ、ヘリコプター等により、直ちに内閣府調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握及び被災地方公共団体の支援を行うものとする。その際、国〔内閣府〕は、国〔内閣府〕及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成されるISUT（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）を派遣し、<u>SIP4Dを活用して</u>、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、地方公共団体等の災害対応を支援するものとする。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>政府本部の設置又は各種会議等の開催</u></p> <p>○大規模な災害発生時（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）には、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議・調整等を行うため、<u>政府本部</u>を設置し、又は関係閣僚会議若しくは関係省庁災害対策会議を開催するものとする。</p> <p><u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p><u>○内閣総理大臣は、収集された情報により非常災害に至らない大規模な災害が発生していると認められたとき（鉄道災害においては関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるとき）は、直ちに特定災害対策本部を設置するものとする。</u></p> <p><u>○内閣府は、特定災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに別に定める申合せにより所要の手段を行い、特定災害対策本部の設置等を行うものとする。特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は、中央合同庁舎第8号館内、事故災害においては原則として、安全規制等担当省庁内とする。</u></p> <p><u>○特定災害対策本部長は、原則として、防災担当大臣（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務大臣）とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省</u> <u>・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当）</u> <u>・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省）</u> <u>・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁</u>

修正前	修正後
<p>(新設)</p>	<p><u>○特定災害対策本部副本部長は、原則として、内閣府副大臣、大臣政務官（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務副大臣又は大臣政務官）又は内閣危機管理監とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省 ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当）、内閣府（原子力防災担当）、防衛省、外務省及び原子力規制委員会 ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省） ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁
<p>(新設)</p>	<p><u>○特定災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、原則として、内閣府（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁）等の局長級職員で構成する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省 ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当）、内閣府（原子力防災担当）、防衛省、外務省及び原子力規制庁 ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省） ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁
<p>(新設)</p>	<p><u>○特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。</u></p> <p><u>○特定災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け、災害応急対策の実施方針の作成や総合調整に関する活動等を実施する。</u></p>
<p>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○内閣総理大臣は、収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたとき（鉄道災害においては関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるとき）は、直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>○内閣府は、非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。<u>非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、中央合同庁舎第8号館内、事故災害においては原則として、安全規制等担当省庁内とする。</u></p>	<p>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○内閣総理大臣は、収集された情報により非常災害が発生していると認められたとき（鉄道災害においては関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるとき）は、直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>○内閣府は、非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。<u>なお、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、非常災害対策本部が当該特定災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。</u></p>

修正前	修正後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、<u>内閣府（事故災害においては原則として、安全規制等担当省庁）等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員</u>で構成する。</p> <p>○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、<u>関係指定地方行政機関の長</u>、<u>地方公共団体の長</u>その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○内閣総理大臣は、収集された情報により著しく異常かつ激甚な<u>被害</u>が発生していると認められたときは、直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>○内閣府（事故災害においては内閣府及び安全規制等担当省庁）は、緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに必要な閣議請議等の手続を行うなど、別に定める申合せにより所要の手続を行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、官邸内（事務局にあっては官邸及び中央合同庁舎第8号館内）とする。事故災害においては、非常災害対策本部の設置場所は、原則として官邸内とし、その事務局の設置場所は、官邸及び安全規制等担当省庁内とする。</u></p> <p><u>○非常災害対策本部長は、内閣総理大臣とする。</u></p> <p><u>○非常災害対策副本部長は、原則として、内閣官房長官及び防災担当大臣（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務大臣）とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省 ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当） ・危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省） ・大規模火事災害及び林野火災においては消防庁 <p>○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、<u>非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣及び副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の長</u>で構成する。</p> <p>○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、<u>関係指定行政機関の長</u>、<u>関係指定地方行政機関の長</u>、<u>指定行政機関の長の権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員</u>、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○内閣総理大臣は、収集された情報により著しく異常かつ激甚な<u>非常災害</u>が発生していると認められたときは、直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>○内閣府（事故災害においては内閣府及び安全規制等担当省庁）は、緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、速やかに必要な閣議請議等の手続を行うなど、別に定める申合せにより所要の手続を行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。<u>なお、当該災害に係る特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>○緊急災害対策本部長は、内閣総理大臣とする。</u></p> <p><u>○緊急災害対策副本部長は、原則として、内閣官房長官、防災担当大臣（事故災害においては、以下に示す安全規制等担当省庁の国務大臣）とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上災害、航空災害、鉄道災害及び道路災害においては国土交通省 ・原子力艦の原子力災害においては内閣府（防災担当）

修正前	修正後
<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(7) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等 (略)</p> <p>(8) <u>非常本部等</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 ○<u>非常本部等</u>は，被災現地の状況の把握や，事故原因の究明等に資するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（事故災害においては非常災害現地対策本部）の設置を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府〕は，<u>非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部</u>が設置されない場合においても，現地での災害応急対策の調整及び推進を図るため必要があるときは，政府現地災害対策室の設置を行うものとする。政府現地災害対策室の設置に当たっては，別に定める申合せによるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 被災者生活・生業再建支援チームの開催 ○国〔内閣官房〕は，<u>非常本部等</u>が設置された場合又はこれらに準ずる政府の初動体制が確立された場合には，被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に，関係省庁で構成される被災者生活・生業再建支援チームを開催し，関係機関と連携して対応にあたるものとする。</p> <p>(10) 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動</p> <p>1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 施設・設備等の応急復旧活動</p>	<p>・<u>危険物等災害においては危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁，経済産業省及び厚生労働省）</u></p> <p>・<u>大規模火事災害及び林野火災においては消防庁</u> ○<u>緊急災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は，緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国務大臣及び内閣危機管理監並びに副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長で構成する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等 (略)</p> <p>(9) <u>政府本部</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 ○<u>政府本部</u>は，被災現地の状況の把握や，事故原因の究明等に資するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，<u>特定災害現地対策本部</u>，非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（事故災害においては<u>特定災害現地対策本部又は</u>非常災害現地対策本部）の設置を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府〕は，<u>現地対策本部</u>が設置されない場合においても，現地での災害応急対策の調整及び推進を図るため必要があるときは，政府現地災害対策室の設置を行うものとする。政府現地災害対策室の設置に当たっては，別に定める申合せによるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 被災者生活・生業再建支援チームの開催 ○国〔内閣官房〕は，<u>非常災害対策本部又は緊急災害対策本部</u>が設置された場合，<u>若しくは</u>これらに準ずる政府の初動体制が確立された<u>際に必要があると認められる</u>場合には，被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に，関係省庁で構成される被災者生活・生業再建支援チームを開催し，関係機関と連携して対応にあたるものとする。</p> <p>(11) 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動</p> <p>1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略)</p> <p>○<u>市町村は，災害時に，適切な管理のなされていない空家等に対し，緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として，必要に応じて，外壁等の飛散のおそれのある部分や，応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>2 施設・設備等の応急復旧活動</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常本部等の関与 ○非常本部等は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、厚生労働省、経済産業省、総務省及び国土交通省を経由して、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。 ○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は、ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>(略)</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 ○被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。</p> <p>(3) 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、救助・救急関係省庁等に対し、応援を依頼するものとする。 ○非常本部等又は現地対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を図るものとする。 ○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は、救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔防衛省〕（自衛隊）は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼に基づき、救助・救急活動を行うものとする。 ○国〔海上保安庁〕は、海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援する。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する政府本部の関与 ○政府本部は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、厚生労働省、経済産業省、総務省及び国土交通省を経由して、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。 ○政府本部長は、ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>(略)</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 ○被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。</p> <p>(3) 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>○政府本部は、必要に応じ、救助・救急関係省庁等に対し、応援を依頼するものとする。 ○政府本部又は現地対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を図るものとする。 ○政府本部長は、救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔防衛省〕（自衛隊）は、必要に応じ、又は政府本部の依頼に基づき、救助・救急活動を行うものとする。 ○国〔海上保安庁〕は、海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は政府本部の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援する。</p>

修正前	修正後
<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(6) 部隊間の活動調整 ○国〔警察庁，消防庁，海上保安庁，防衛省〕は，警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急，消火活動等を行えるよう，非常本部等，現地対策本部のほか，被災都道府県及び被災市町村の災害対策本部において，活動調整会議等により，効果的な救助・救急，消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所，行方不明者の特定に資する情報，燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 部隊の活動支援 ○非常本部等及び現地対策本部は，関係省庁等の協力を得て，警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊活動の安全確保のための専門的な助言等を行う体制を構築するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動 (略)</p> <p>(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣 ○被災地方公共団体は，必要に応じて，速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し，災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請するものとする。その際，災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは，被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○災害派遣医療チーム（DMAT）等を編成した医療関係機関は，非常本部等にその旨報告するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○非常本部等は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。また，都道府県は，活動場所（医療機関，救護所，航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。</p> <p>○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>○災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は，新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため，職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 部隊間の活動調整 ○国〔警察庁，消防庁，海上保安庁，防衛省〕は，警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急，消火活動等を行えるよう，政府本部，現地対策本部のほか，被災都道府県及び被災市町村の災害対策本部において，活動調整会議等により，効果的な救助・救急，消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所，行方不明者の特定に資する情報，燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 部隊の活動支援 ○政府本部及び現地対策本部は，関係省庁等の協力を得て，警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊活動の安全確保のための専門的な助言等を行う体制を構築するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動 (略)</p> <p>(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣 ○被災地方公共団体は，必要に応じて，速やかに医療関係機関又は政府本部に対し，災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請するものとする。その際，災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは，被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○災害派遣医療チーム（DMAT）等を編成した医療関係機関は，政府本部にその旨報告するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○政府本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。また，都道府県は，活動場所（医療機関，救護所，航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。</p> <p>○政府本部長は，災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>(3) 被災地域外での医療活動 (略) ○広域後方医療関係機関は、必要に応じて広域後方医療施設を選定し、その結果を<u>非常本部等</u>に報告するものとする。 ○<u>非常本部等</u>は、必要に応じ、又は関係機関の要請に基づき、広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。 ○<u>緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長</u>は、広域後方医療活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、広域後方医療活動の実施について必要な指示をするものとする。 (略) (4) 広域後方医療施設への傷病者の搬送 (略) ○<u>非常本部等</u>は、広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ、被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における航空搬送拠点を選定し、その結果を関係機関に通知するものとする。 (略) 3 消火活動 (略) (2) 被災地域外の地方公共団体による応援 (略) ○<u>非常本部等</u>は、必要に応じ、又は消防庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。 ○<u>緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長</u>は、消防機関による応援を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は地方公共団体の長等に対し、消防機関による応援の実施について必要な指示をするものとする。 (略) 4 航空機の運用調整等 (略) ○航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものと<u>する</u>。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 (略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>	<p>(3) 被災地域外での医療活動 (略) ○広域後方医療関係機関は、必要に応じて広域後方医療施設を選定し、その結果を<u>政府本部</u>に報告するものとする。 ○<u>政府本部</u>は、必要に応じ、又は関係機関の要請に基づき、広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。 ○<u>政府本部の長</u>は、広域後方医療活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、広域後方医療活動の実施について必要な指示をするものとする。 (略) (4) 広域後方医療施設への傷病者の搬送 (略) ○<u>政府本部</u>は、広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ、被災地方公共団体及び非被災地方公共団体における航空搬送拠点を選定し、その結果を関係機関に通知するものとする。 (略) 3 消火活動 (略) (2) 被災地域外の地方公共団体による応援 (略) ○<u>政府本部</u>は、必要に応じ、又は消防庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。 ○<u>政府本部の長</u>は、消防機関による応援を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は地方公共団体の長等に対し、消防機関による応援の実施について必要な指示をするものとする。 (略) 4 航空機の運用調整等 (略) ○航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものと<u>し、調整に当たっては、政府本部又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする</u>。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 (略) 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常本部等による調整等</p> <p>○交通の確保は災害応急対策の成否に係る重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、非常本部等は、必要に応じ、交通の確保に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか、関係機関に対し報告を求め、又は必要な依頼を行うものとする。</p> <p>○非常本部等は、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するため、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両の通行の確保などについて、総合調整を行うものとする。</p> <p>(2) 道路交通規制等</p> <p>(略)</p> <p>○警察機関、道路管理者及び非常本部等は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、又は警察庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。</p> <p>○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は、交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路啓開等</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕は、道路の被害状況、復旧状況等について、非常本部等に報告するものとする。</p> <p>(4) 航路等の障害物除去等</p> <p>○国〔国土交通省〕は、開発保全航路、緊急確保航路等について、早急に被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去、航路啓開、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。</p> <p>○港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努めるものとする。国〔国土交通省、農林水産省〕は、報告を受けた事項を非常本部等に報告する。</p> <p>○国〔海上保安庁〕は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を非常本部等に報告し、速やかに航行警報</p>	<p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 政府本部による調整等</p> <p>○交通の確保は災害応急対策の成否に係る重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、政府本部は、必要に応じ、交通の確保に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか、関係機関に対し報告を求め、又は必要な依頼を行うものとする。</p> <p>○政府本部は、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するため、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両の通行の確保などについて、総合調整を行うものとする。</p> <p>(2) 道路交通規制等</p> <p>(略)</p> <p>○警察機関、道路管理者及び政府本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>○政府本部は、必要に応じ、又は警察庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。</p> <p>○政府本部の長は、交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路啓開等</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕は、道路の被害状況、復旧状況等について、政府本部に報告するものとする。</p> <p>(4) 航路等の障害物除去等</p> <p>○国〔国土交通省〕は、開発保全航路、緊急確保航路等について、早急に被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、政府本部に報告するとともに、油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去、航路啓開、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。</p> <p>○港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努めるものとする。国〔国土交通省、農林水産省〕は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</p> <p>○国〔海上保安庁〕は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を政府本部に報告し、速やかに航行警報等</p>

修正前	修正後
<p>等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略)</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省〕は、港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について<u>非常本部等</u>に報告するものとする。 (略)</p> <p>(7) 空港等の応急復旧等 ○国〔国土交通省〕は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、<u>非常本部等</u>に報告し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕、空港管理者及び<u>非常本部等</u>は、相互の連絡を密にして、効果的な応急復旧等を行うものとする。 (略)</p> <p>(8) 鉄道交通の確保 ○国〔国土交通省〕は、鉄道の被害状況について早急に把握し、<u>非常本部等</u>に報告し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。 (略)</p> <p>3 緊急輸送 (略)</p> <p>○<u>非常本部等</u>は、緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体等からの要請に基づき、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送活動の依頼を行うものとする。</p> <p>○<u>非常本部等</u>は、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保について、総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長</u>は、緊急輸送活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕は、必要に応じ、又は<u>非常本部等</u>若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、港湾管理者、空港管理者、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の受入れ又は協力要請を行うものとする。</p> <p>○国〔海上保安庁〕は、必要に応じ、又は<u>非常本部等</u>若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。</p>	<p>必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略)</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省〕は、港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について<u>政府本部</u>に報告するものとする。 (略)</p> <p>(7) 空港等の応急復旧等 ○国〔国土交通省〕は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、<u>政府本部</u>に報告し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕、空港管理者及び<u>政府本部</u>は、相互の連絡を密にして、効果的な応急復旧等を行うものとする。 (略)</p> <p>(8) 鉄道交通の確保 ○国〔国土交通省〕は、鉄道の被害状況について早急に把握し、<u>政府本部</u>に報告し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。 (略)</p> <p>3 緊急輸送 (略)</p> <p>○<u>政府本部</u>は、緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体等からの要請に基づき、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送活動の依頼を行うものとする。</p> <p>○<u>政府本部</u>は、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保について、総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>政府本部の長</u>は、緊急輸送活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕は、必要に応じ、又は<u>政府本部</u>若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、港湾管理者、空港管理者、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の受入れ又は協力要請を行うものとする。</p> <p>○国〔海上保安庁〕は、必要に応じ、又は<u>政府本部</u>若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。</p>

修正前	修正後
<p>○自衛隊は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。</p> <p>○国〔消防庁〕は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。</p> <p>○地方公共団体は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>（略）</p> <p>1 避難誘導の実施</p> <p>○市町村は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。</p> <p>○市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>○都道府県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。</p> <p>○都道府県は、指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>○指定行政機関、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>2 指定緊急避難場所</p> <p>○市町村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>3 指定避難所等</p> <p>(1) 指定避難所の開設</p>	<p>○自衛隊は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。</p> <p>○国〔消防庁〕は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。</p> <p>○地方公共団体は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び政府本部に緊急輸送を要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>（略）</p> <p>1 避難誘導の実施</p> <p>○市町村は、災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。</p> <p>○市町村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>○都道府県は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。</p> <p>○都道府県は、指定公共機関〔運送事業者等〕又は指定地方公共機関〔運送事業者等〕が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>○避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>○指定行政機関、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>2 指定緊急避難場所</p> <p>○市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>3 指定避難所等</p> <p>(1) 指定避難所の開設</p>

修正前	修正後
<p>○市町村は、<u>発災時</u>に必要なに応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要なに応じて福祉避難所を開設するものとする。<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(移設)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 指定避難所の運営管理等</p> <p>○市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要なに応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>被災者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>被災者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要なに応じて、プライバシーの確保状況、<u>簡易</u>ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>○市町村は、<u>災害時</u>に必要なに応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要なに応じて福祉避難所を開設するものとする。</p> <p><u>○市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>○市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 指定避難所の運営管理等</p> <p>○市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要なに応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>避難者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>避難者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要なに応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド</u>、<u>パーティション</u>等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>

修正前	修正後
<p>○市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>○市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<u>旅館やホテル</u>等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県（救助実施市）による応急仮設住宅の提供</p> <p>（略）</p> <p>○<u>民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県（救助実施市）は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、<u>非常本部等</u>を通じて、又は直接、資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>○<u>非常本部等</u>は、要請があった場合、資機材関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。</p>	<p>○<u>地方公共団体</u>は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>○市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<u>ホテル・旅館</u>等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県（救助実施市）による応急仮設住宅の提供</p> <p>（略）</p> <p>○<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県（救助実施市）は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、<u>政府本部</u>を通じて、又は直接、資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>○<u>政府本部</u>は、要請があった場合、資機材関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。</p>

修正前	修正後
<p>○<u>緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長</u>は、資機材の調達を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。</p>	<p>○<u>政府本部の長</u>は、資機材の調達を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>○要請を受けた資機材関係省庁は、とるべき措置を決定し、<u>非常本部等</u>及び被災都道府県（救助実施市）に通報するものとする。</p>	<p>○要請を受けた資機材関係省庁は、とるべき措置を決定し、<u>政府本部</u>及び被災都道府県（救助実施市）に通報するものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>5 広域避難</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○都道府県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○国〔内閣府及び消防庁。政府本部が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○政府本部の長は、広域避難を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、緊急性、想定被害の大きさ、関係機関間の協議状況などを総合的に判断し、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、広域避難の実施について必要な指示をするものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>○政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p>
<p><u>5 広域一時滞在</u></p>	<p><u>6 広域一時滞在</u></p>

修正前	修正後
<p>○被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める<u>ものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府及び消防庁。<u>非常本部等</u>が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</p> <p>○国〔内閣府及び消防庁。<u>非常本部等</u>が設置された場合は同本部〕は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○<u>非常本部等</u>は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。</p> <p>○<u>緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長</u>は、広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>6</u> 要配慮者への配慮</p> <p>○市町村は、<u>発災</u>時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>7</u> 帰宅困難者対策</p> <p>（略）</p> <p><u>8</u> 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>（略）</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p>	<p>○被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める<u>ことができる。</u></p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府及び消防庁。<u>政府本部</u>が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</p> <p>○国〔内閣府及び消防庁。<u>政府本部</u>が設置された場合は同本部〕は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○<u>政府本部</u>は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。</p> <p>○<u>政府本部の長</u>は、広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>7</u> 要配慮者への配慮</p> <p>○市町村は、<u>災害</u>時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>8</u> 帰宅困難者対策</p> <p>（略）</p> <p><u>9</u> 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>（略）</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p>

修正前	修正後
<p>○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，被災者のニーズを十分把握し，災害の状況に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況，医療機関，スーパーマーケット，ガソリンスタンド等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者，在日外国人，訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることにかんがみ，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し，配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p>○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は，国民全体に対し，災害の状況，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。</p> <p>○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>○非常本部等，指定行政機関，地方公共団体及び関係事業者等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第7節 物資の調達，供給活動</p> <p>○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し，物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる</p>	<p>○政府本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，被災者のニーズを十分把握し，災害の状況に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況，医療機関，スーパーマーケット，ガソリンスタンド等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者，在日外国人，訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>○政府本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることにかんがみ，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し，配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p>○政府本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。</p> <p>○政府本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>○政府本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は，国民全体に対し，災害の状況，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。</p> <p>○政府本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>○政府本部，指定行政機関，地方公共団体及び関係事業者等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第7節 物資の調達，供給活動</p> <p>○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し，物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げ</p>

修正前	修正後
<p>方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(1) 非常本部等による調整等</p> <p>○非常本部等は、調達、供給活動に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地地方公共団体からの要請に基づき、関係機関に対し、調達、供給活動の要請を行うものとする。</p> <p>○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は、調達、供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、調達、供給活動の実施について必要な指示をするものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達、供給</p> <p>（略）</p> <p>○被災地地方公共団体は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に対し、又は非常本部等に対し、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 国による物資の調達、供給</p> <p>（略）</p> <p>○国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。</p> <p>○国〔農林水産省〕は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、食料について、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力等により、その供給の確保を図るものとする。</p> <p>○国〔経済産業省〕は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。</p> <p>○国〔消防庁〕は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、被災者の生活の維持のため必要な毛布、携帯トイレ等の生活必需品等の備蓄物資について、非被災地地方公共団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。</p> <p>○国〔資源エネルギー庁〕は、必要に応じ、又は非常本部等、関係省庁若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、燃料について、関係省庁及び関係業界団体の協力</p>	<p>方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(1) 政府本部による調整等</p> <p>○政府本部は、調達、供給活動に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地地方公共団体からの要請に基づき、関係機関に対し、調達、供給活動の要請を行うものとする。</p> <p>○政府本部の長は、調達、供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、調達、供給活動の実施について必要な指示をするものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達、供給</p> <p>（略）</p> <p>○被災地地方公共団体は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に対し、又は政府本部に対し、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 国による物資の調達、供給</p> <p>（略）</p> <p>○国〔厚生労働省〕は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。</p> <p>○国〔農林水産省〕は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、食料について、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力等により、その供給の確保を図るものとする。</p> <p>○国〔経済産業省〕は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。</p> <p>○国〔消防庁〕は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、被災者の生活の維持のため必要な毛布、携帯トイレ等の生活必需品等の備蓄物資について、非被災地地方公共団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。</p> <p>○国〔資源エネルギー庁〕は、必要に応じ、又は政府本部、関係省庁若しくは被災地地方公共団体からの要請に基づき、燃料について、関係省庁及び関係業界団体の協力等</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力を努めるものとする。</p> <p>○国〔<u>経済産業省</u>〕は，被災都道府県が複数にまたがる場合には，必要に応じ，被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○物資の輸送について，<u>非常本部等</u>及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第8節 保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動</p> <p>（略）</p> <p>1 保健衛生</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 防疫活動</p> <p>（略）</p> <p>○<u>非常本部等</u>は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，国〔厚生労働省，防衛省〕に対し，防疫活動を依頼し，その総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長</u>は，防疫活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，防疫活動の実施について必要な指示をするものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第11節 自発的支援の受入れ</p> <p>（略）</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p>	<p>により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力を努めるものとする。</p> <p>○国〔<u>資源エネルギー庁</u>〕は，被災都道府県が複数にまたがる場合には，必要に応じ，被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○物資の輸送について，<u>政府本部</u>及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第8節 保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動</p> <p>（略）</p> <p>1 保健衛生</p> <p>（略）</p> <p><u>○被災都道府県は，避難所の高齢者，障害者等の生活機能の低下の防止等のため，必要に応じ，災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。</u></p> <p><u>○被災都道府県以外の都道府県は，国〔厚生労働省〕又は被災都道府県の要請に基づき，被災都道府県における避難所の高齢者，障害者等の生活機能の低下の防止等のため，災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を行うものとする。</u></p> <p>2 防疫活動</p> <p>（略）</p> <p>○<u>政府本部</u>は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，国〔厚生労働省，防衛省〕に対し，防疫活動を依頼し，その総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>政府本部の長</u>は，防疫活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，防疫活動の実施について必要な指示をするものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第11節 自発的支援の受入れ</p> <p>（略）</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>（略）</p> <p><u>○都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は，共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について，社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は，当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>○被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を<u>非常本部等</u>及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 海外等からの支援の受入れ</p> <p>○国〔外務省〕は、外交ルートにて海外等から支援の申し入れがあった場合には、<u>非常本部等</u>にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。</p> <p>○<u>非常本部等</u>は、被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し、支援の受入れの可能性について検討するものとする。</p> <p>○<u>非常本部等</u>が支援の受入れを決定した場合、関係省庁は、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、受入れを行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○<u>非常本部等</u>は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及び関係省庁にその旨を連絡するものとする。国〔外務省〕は、その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。</p>	<p>○被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を<u>政府本部</u>及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 海外等からの支援の受入れ</p> <p>○国〔外務省〕は、外交ルートにて海外等から支援の申し入れがあった場合には、<u>政府本部</u>にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。</p> <p>○<u>政府本部</u>は、被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し、支援の受入れの可能性について検討するものとする。</p> <p>○<u>政府本部</u>が支援の受入れを決定した場合、関係省庁は、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、受入れを行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○<u>政府本部</u>は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及び関係省庁にその旨を連絡するものとする。国〔外務省〕は、その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第3章 災害復旧・復興）

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>（略）</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>○国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等から要請があり、かつ当該都道府県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を当該都道府県知事等に代わって行うことが適当と認めら</p>	<p>（略）</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>（略）</p> <p><u>○都道府県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>○国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等から要請があり、かつ当該都道府県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を当該都道府県知事等に代わって行うことが適当と認めら</p>

第2編 各災害に共通する対策編（第3章 災害復旧・復興）

修正前	修正後
<p>れるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。） は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、<u>都道府県等に対する</u>支援を行う。</p>	<p>れるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。） は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>○国〔国土交通省〕は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>○国〔国土交通省〕は、災害が発生した場合において、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該都道府県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該都道府県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該都道府県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p>	<p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>○国〔内閣府，厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>○国〔内閣府〕及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。</p>	<p>○国〔内閣府，<u>厚生労働省</u>〕及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>○国〔内閣府〕は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行，被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、地方公共団体に対し、デジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行うものとする。</u></p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

第3編 地震災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方</p> <p>○国〔内閣府、文部科学省等〕及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○地震防災対策強化地域においては、地震防災基本計画に基づき、<u>南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき、首都直下地震緊急対策区域においては、首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、</u>地震防災に関する措置を実施するものとする。</p> <p>（移設）</p> <p>（移設）</p> <p>（移設，新設）</p> <p>（略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>（略）</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>（略）</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿」</p> <p>（略）</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方</p> <p>○国〔内閣府、文部科学省等〕及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を<u>含め、様々な地震を</u>想定し、その想定結果<u>や切迫性等</u>に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○地震防災対策強化地域においては、地震防災基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施するものとする。</p> <p>○<u>南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施するものとする。</u></p> <p>○<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施するものとする。</u></p> <p>○<u>首都直下地震緊急対策区域においては、首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施するものとする。なお、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からないことに留意し、各都県及び市町村の被害が最大となるよう想定を行うものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>（略）</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>（略）</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u></p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>」</p> <p>（略）</p>

第3編 地震災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策 (略) 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略) 5 国における活動体制 (略) (4) 各種会議等の開催等 ○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」 (新設) (新設) <u>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項<u>(5)</u>「非常災害対策本部の設置と活動体制」 <u>(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項<u>(6)</u>「緊急災害対策本部の設置と活動体制」 <u>(7) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等</u> ○第2編2章2節6項<u>(7)</u>「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」 <u>(8) 非常本部等</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項<u>(8)</u>「<u>非常本部等</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」 <u>(9) 南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等</u> (略) <u>(10) 被災者生活・生業再建支援チームの開催</u> ○第2編2章2節6項<u>(9)</u>「被災者生活・生業再建支援チームの開催」 <u>(11) 自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項<u>(10)</u>「自衛隊の災害派遣」 (略) 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 2 交通の確保 (略) (1) <u>非常本部等</u>による調整等 ○第2編2章5節2項(1)「<u>非常本部等</u>による調整等」 (略) 第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 5 広域一時滞在 ○第2編2章6節5項「広域一時滞在」 6 要配慮者への配慮</p>	<p>第2章 災害応急対策 (略) 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略) 5 国における活動体制 (略) (4) <u>政府本部の設置又は</u>各種会議等の開催 ○第2編2章2節6項(4)「<u>政府本部の設置又は</u>各種会議等の開催」 <u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(5)「<u>特定災害対策本部の設置と活動体制</u>」 <u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項<u>(6)</u>「非常災害対策本部の設置と活動体制」 <u>(7) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項<u>(7)</u>「緊急災害対策本部の設置と活動体制」 <u>(8) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等</u> ○第2編2章2節6項<u>(8)</u>「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」 <u>(9) 政府本部</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項<u>(9)</u>「<u>政府本部</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」 <u>(10) 南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等</u> (略) <u>(11) 被災者生活・生業再建支援チームの開催</u> ○第2編2章2節6項<u>(10)</u>「被災者生活・生業再建支援チームの開催」 <u>(12) 自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項<u>(11)</u>「自衛隊の災害派遣」 (略) 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略) 2 交通の確保 (略) (1) <u>政府本部</u>による調整等 ○第2編2章5節2項(1)「<u>政府本部</u>による調整等」 (略) 第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) 5 広域一時滞在 ○第2編2章6節6項「広域一時滞在」 6 要配慮者への配慮</p>

第3編 地震災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>○第2編2章6節6項「要配慮者への配慮」 7 帰宅困難者対策</p> <p>○第2編2章6節7項「帰宅困難者対策」 8 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節8項「被災者等への的確な情報伝達活動」 (1) 被災者等への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節8項(1)「被災者への情報伝達活動」 (2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>○第2編2章6節8項(2)「国民への的確な情報の伝達」 (3) 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」 (4) 海外への情報発信</p> <p>○第2編2章6節8項(4)「海外への情報発信」</p> <p>第6節 物資の調達，供給活動 (略)</p> <p>(1) <u>非常本部等</u>による調整等</p> <p>○第2編2章7節(1)「<u>非常本部等</u>による調整等」 (略)</p> <p>第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動</p> <p>1 施設・設備等の応急復旧活動 (略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する<u>非常本部等</u>の関与</p> <p>○第2編2章3節2項(2)「ライフライン施設に関する<u>非常本部等</u>の関与」 (略)</p> <p>2 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>(1) 水害・土砂災害対策 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕は，河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って，重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，また，都道府県は，地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い，市町村が適切に住民の<u>避難勧告</u>等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 (略)</p>	<p>○第2編2章6節7項「要配慮者への配慮」 7 帰宅困難者対策</p> <p>○第2編2章6節8項「帰宅困難者対策」 8 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節9項「被災者等への的確な情報伝達活動」 (1) 被災者等への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節9項(1)「被災者への情報伝達活動」 (2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>○第2編2章6節9項(2)「国民への的確な情報の伝達」 (3) 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」 (4) 海外への情報発信</p> <p>○第2編2章6節9項(4)「海外への情報発信」</p> <p>第6節 物資の調達，供給活動 (略)</p> <p>(1) <u>政府本部</u>による調整等</p> <p>○第2編2章7節(1)「<u>政府本部</u>による調整等」 (略)</p> <p>第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動</p> <p>1 施設・設備等の応急復旧活動 (略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する<u>政府本部</u>の関与</p> <p>○第2編2章3節2項(2)「ライフライン施設に関する<u>政府本部</u>の関与」 (略)</p> <p>2 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>(1) 水害・土砂災害対策 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕は，河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って，重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，また，都道府県は，地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い，市町村が適切に住民の<u>避難指示</u>等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 (略)</p>

第4編 津波災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防 （略）</p> <p>第2節 津波に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>3 津波に強いまちづくり (1) 津波に強いまちの形成 （略）</p> <p>○市町村（都道府県）は，地域防災計画，都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため，関係部局による共同での計画作成，まちづくりへの防災専門家の参画など，津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また，都市計画等を担当する職員に対して，ハザードマップ等を用いた防災教育を行い，日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。 （略）</p> <p>(3) 建築物の安全化 （略）</p> <p>○地方公共団体は，津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため，高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など，各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。 （略）</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及 （略）</p> <p>○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間，津波防災の日及び防災関連行事等を通じ，住民に対し，津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。 （略）</p> <p>・地震・津波は自然現象であり，想定を超える可能性があること，特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること，浸水想定 <u>区域</u>外でも浸水する可能性があること，指定緊急避難場所，指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど，津波に関する想定・予測の不確実性 （略）</p> <p>○市町村（都道府県）は，津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し，津波浸水想定を設定するとともに，当該津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所，避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い，住民等に対し周知を図るものとする。また，国〔内閣府，農林水産省，国土交通省等〕は，津波ハザードマップ作</p>	<p>第1章 災害予防 （略）</p> <p>第2節 津波に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>3 津波に強いまちづくり (1) 津波に強いまちの形成 （略）</p> <p>○市町村（都道府県）は，地域防災計画，都市計画，<u>立地適正化計画</u>等の計画相互の有機的な連携を図るため，関係部局による共同での計画作成，まちづくりへの防災専門家の参画など，津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また，都市計画等を担当する職員に対して，ハザードマップ等を用いた防災教育を行い，日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。 （略）</p> <p>(3) 建築物の安全化 （略）</p> <p>○地方公共団体は，津波浸水想定 <u>の対象</u>地域における児童生徒等の安全確保のため，高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など，各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。 （略）</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進 （略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練 (1) 防災知識の普及 （略）</p> <p>○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間，津波防災の日及び防災関連行事等を通じ，住民に対し，津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。 （略）</p> <p>・地震・津波は自然現象であり，想定を超える可能性があること，特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること，<u>津波浸水想定の対象地域</u>外でも浸水する可能性があること，指定緊急避難場所，指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど，津波に関する想定・予測の不確実性 （略）</p> <p>○市町村（都道府県）は，津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し，津波浸水想定を設定するとともに，当該津波浸水想定 <u>や津波災害警戒区域</u>を踏まえて指定緊急避難場所，避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い，住民等に対し周知を図るものとする。また，国〔内閣府，農林水産省，国土交通省等〕は，津</p>

第4編 津波災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>成マニュアルの整備及びその普及促進により津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 予測、観測の充実・強化等</p> <p>(略)</p> <p>○国〔文部科学省、国土交通省、国土地理院、気象庁〕は、津波予測の高精度化のため、海底地震計、海底水圧計、GPS波浪計等、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 津波警報等の発表及び伝達</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示（緊急）等</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示（緊急）等</u>の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示（緊急）等</u>を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示（緊急）等</u>の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、津波警報、<u>避難勧告</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>○国〔消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や<u>避難指示（緊急）等</u>の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p>	<p>波ハザードマップ作成マニュアルの整備及びその普及促進により津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○国〔気象庁、消防庁、内閣府〕は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 予測、観測の充実・強化等</p> <p>(略)</p> <p>○国〔文部科学省、国土交通省、国土地理院、気象庁、<u>海上保安庁</u>〕は、津波予測の高精度化のため、海底地震計、海底水圧計、GPS波浪計等、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 津波警報等の発表及び伝達</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示</u>の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示</u>を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示</u>の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、津波警報、<u>避難指示</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>○国〔消防庁、気象庁〕及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や<u>避難指示</u>の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p>

第4編 津波災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>(2) 住民等の避難誘導體制 (略) ○津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。国〔内閣府、消防庁、国土交通省〕は、津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど市町村（都道府県）の取組に対し、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔消防庁、国土交通省、気象庁、総務省〕及び地方公共団体は、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計、津波高の観測に必要な潮位計、GPS波浪計、水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿 ○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿」 (略)</p>	<p>(2) 住民等の避難誘導體制 (略) ○津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。国〔内閣府、消防庁、国土交通省〕は、津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど市町村（都道府県）の取組に対し、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略) ○国〔消防庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、総務省〕及び地方公共団体は、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計、津波高の観測に必要な潮位計、GPS波浪計、水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画 ○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」 (略)</p>

第4編 津波災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 1 津波警報等の伝達 (略)</p>	<p>第2章 災害応急対策 (略) 第1節 災害発生直前の対策 1 津波警報等の伝達 (略)</p>

修正前	修正後
<p>○市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに<u>避難指示（緊急）</u>を発令するなど、速やかに的確な<u>避難勧告等</u>を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示（緊急）</u>等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示（緊急）</u>の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p>○津波警報、<u>避難勧告</u>等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 関係省庁災害警戒会議の開催</p> <p>○第2編2章1節3項「関係省庁災害警戒会議の開催」</p> <p>（略）</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>5 国における活動体制</p> <p>（略）</p> <p>(4) 各種会議等の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(5)</u>「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(6)</u>「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(7) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(7)</u>「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p><u>(8) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(8)</u>「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p><u>(9) 被災者生活・生業再建支援チームの開催</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(9)</u>「被災者生活・生業再建支援チームの開催」</p> <p><u>(10) 自衛隊の災害派遣</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(10)</u>「自衛隊の災害派遣」</p> <p>（略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>（略）</p>	<p>○市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに<u>避難指示</u>を発令するなど、速やかに的確な<u>避難指示</u>を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示</u>が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示</u>の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p>○津波警報、<u>避難指示</u>等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 関係省庁災害警戒会議の開催<u>及び政府本部の設置</u></p> <p>○第2編2章1節3項「関係省庁災害警戒会議の開催<u>及び政府本部の設置</u>」</p> <p>（略）</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>5 国における活動体制</p> <p>（略）</p> <p>(4) <u>政府本部の設置又は各種会議等の開催</u></p> <p>○第2編2章2節6項(4)「<u>政府本部の設置又は各種会議等の開催</u>」</p> <p><u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p><u>○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」</u></p> <p><u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(6)</u>「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(7) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(7)</u>「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(8) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(8)</u>「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p><u>(9) 政府本部</u>の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(9)</u>「<u>政府本部</u>の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p><u>(10) 被災者生活・生業再建支援チームの開催</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(10)</u>「被災者生活・生業再建支援チームの開催」</p> <p><u>(11) 自衛隊の災害派遣</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(11)</u>「自衛隊の災害派遣」</p> <p>（略）</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>2 交通の確保 （略） （1） <u>非常本部等</u>による調整等 ○第2編2章5節2項(1)「<u>非常本部等</u>による調整等」 （略） 第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 （略） 4 広域一時滞在 ○第2編2章6節5項「広域一時滞在」 5 要配慮者への配慮 ○第2編2章6節6項「要配慮者への配慮」 6 帰宅困難者対策 ○第2編2章6節7項「帰宅困難者対策」 7 被災者等への的確な情報伝達活動 ○第2編2章6節8項「被災者等への的確な情報伝達活動」 （1）被災者等への情報伝達活動 ○第2編2章6節8項(1)「被災者への情報伝達活動」 （2）国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節8項(2)「国民への的確な情報の伝達」 （3）住民等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」 （4）海外への情報発信 ○第2編2章6節8項(4)「海外への情報発信」 第6節 物資の調達、供給活動 （略） （1） <u>非常本部等</u>による調整等 ○第2編2章7節(1)「<u>非常本部等</u>による調整等」 （略） 第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動 1 施設・設備等の応急復旧活動 （略） （2）ライフライン施設に関する<u>非常本部等</u>の関与 ○第2編2章3節2項(2)「ライフライン施設に関する<u>非常本部等</u>の関与」 （略） 2 二次災害の防止活動 （略） （1）水害・土砂災害対策 （略）</p>	<p>2 交通の確保 （略） （1） <u>政府本部</u>による調整等 ○第2編2章5節2項(1)「<u>政府本部</u>による調整等」 （略） 第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 （略） 4 広域一時滞在 ○第2編2章6節6項「広域一時滞在」 5 要配慮者への配慮 ○第2編2章6節7項「要配慮者への配慮」 6 帰宅困難者対策 ○第2編2章6節8項「帰宅困難者対策」 7 被災者等への的確な情報伝達活動 ○第2編2章6節9項「被災者等への的確な情報伝達活動」 （1）被災者等への情報伝達活動 ○第2編2章6節9項(1)「被災者への情報伝達活動」 （2）国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節9項(2)「国民への的確な情報の伝達」 （3）住民等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」 （4）海外への情報発信 ○第2編2章6節9項(4)「海外への情報発信」 第6節 物資の調達、供給活動 （略） （1） <u>政府本部</u>による調整等 ○第2編2章7節(1)「<u>政府本部</u>による調整等」 （略） 第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動 1 施設・設備等の応急復旧活動 （略） （2）ライフライン施設に関する<u>政府本部</u>の関与 ○第2編2章3節2項(2)「ライフライン施設に関する<u>政府本部</u>の関与」 （略） 2 二次災害の防止活動 （略） （1）水害・土砂災害対策 （略）</p>

第4編 津波災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>○国〔国土交通省〕は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、都道府県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○国〔国土交通省〕は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、都道府県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>（略）</p> <p>○洪水氾濫や高潮浸水による大規模水害は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，特定の大規模水害について，国〔内閣府〕は，予防対策から<u>発災時</u>の応急対策，復旧・復興対策までを視野に入れた大規模水害対策のマスタープランである大規模水害対策大綱を策定し，対策を推進するものとする。</p> <p>1 風水害に強い国づくり</p> <p>（略）</p> <p>(2) 首都の防災性の向上</p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府等〕及び首都圏を構成する地方公共団体は，首都圏大規模水害対策のマスタープランである首都圏大規模水害対策大綱に基づき，早期に<u>避難勧告</u>等を発令する方法，避難誘導の実施体制，広域避難対策，復旧等の対応等について検討するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p>（新設）</p> <p>○地方公共団体は，豪雨，洪水，高潮，土砂災害等による危険の著しい区域については，災害を未然に防止するため，災害危険区域の指定について検討を行い，必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>（略）</p> <p>○洪水氾濫や高潮浸水による大規模水害は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，特定の大規模水害について，国〔内閣府〕は，予防対策から<u>災害時</u>の応急対策，復旧・復興対策までを視野に入れた大規模水害対策のマスタープランである大規模水害対策大綱を策定し，対策を推進するものとする。</p> <p>1 風水害に強い国づくり</p> <p>（略）</p> <p>(2) 首都の防災性の向上</p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府等〕及び首都圏を構成する地方公共団体は，首都圏大規模水害対策のマスタープランである首都圏大規模水害対策大綱に基づき，早期に<u>避難指示</u>等を発令する方法，避難誘導の実施体制，広域避難対策，復旧等の対応等について検討するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p><u>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下，有識者の意見を踏まえ，豪雨，洪水，高潮，土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また，地方公共団体は，前述の評価を踏まえ，防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は，豪雨，洪水，高潮，土砂災害等による危険の著しい区域については，災害を未然に防止するため，災害危険区域の指定について検討を行い，必要な措置を講ずるものとする。<u>なお，災害危険区域の指定を行う場合は，既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ，移転の促進や住宅の建築禁止のみならず，地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ，避難上有効な高さを有する屋上の設置など，様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p><u>○市町村は，立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては，災害リスクを十分考慮の上，居住誘導区域を設定するとともに，同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。</p>

修正前	修正後
<p>・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p>	<p>・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、<u>豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ</u>、都市的土地利用を誘導しないものと<u>し、必要に応じて、移転等も促進</u>するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</p>
<p>(略) (新設)</p>	<p>(略) ・<u>特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。</u></p>
<p>(略) (新設)</p>	<p>(略) ・<u>都道府県知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>・<u>都道府県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。</u></p>
<p>(略) ・国〔国土交通省〕及び都道府県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水継続時間</u>等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、都道府県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>(略) ・国〔国土交通省〕及び都道府県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）<u>等</u>について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水範囲</u>等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。また、都道府県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。</p>
<p>・市町村長は、<u>洪水予報河川等に</u>指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</p>	<p>・市町村長は、<u>洪水浸水想定区域が</u>指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</p>
<p>・都道府県又は市町村は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設<u>等</u>として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあつては関係市町村の長に通知するものとする。</p>	<p>・都道府県又は市町村は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあつては関係市町村の長に通知するものとする。</p>
<p>・都道府県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定さ</p>	<p>・都道府県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸<u>等</u>について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定さ</p>

修正前	修正後
<p>れる区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p>・市町村は、<u>洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）</u>の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>・国〔国土交通省〕及び<u>下水道管理者</u>は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、<u>土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等</u>における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する</p> <p>（略）</p> <p>(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保</p> <p>（略）</p> <p>○国<u>及び</u>地方公共団体は、強風による落下物の防止対策を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p>	<p>れる水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p>・市町村は、浸水想定区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>・国〔国土交通省〕及び<u>地方公共団体</u>は、<u>特定都市河川流域</u>や浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、<u>土砂災害のおそれのある箇所</u>における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する</p> <p>（略）</p> <p>(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保</p> <p>（略）</p> <p>○国、<u>地方公共団体及び建築物の所有者等</u>は、強風による<u>屋根瓦の脱落・飛散防止を含む</u>落下物の防止対策を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，地域の防災力を高めていくため，一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供，学校における防災教育の充実，防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に，水害・土砂災害のリスクがある学校においては，避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p> <p>○国〔国土交通省，気象庁等〕及び地方公共団体は，各地域において，防災リーダーの育成等，自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう，水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は，要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について，定期的に確認するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>○事業者は，豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう，テレワークの実施，時差出勤，計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の発表及び伝達</p>	<p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，地域の防災力を高めていくため，<u>気候変動の影響も踏まえつつ</u>，一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供，学校における防災教育の充実，防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に，水害・土砂災害のリスクがある学校においては，避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p> <p>○国〔国土交通省，気象庁等〕及び地方公共団体は，各地域において，防災リーダーの育成等，自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう，<u>気象防災アドバイザー等の</u>水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は，要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について，定期的に確認するよう努めるものとする。<u>また，市町村は，当該施設の所有者又は管理者に対して，必要に応じて，円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p> <p>○事業者は，豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう，<u>また，避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため</u>，テレワークの実施，時差出勤，計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p><u>○河川管理者は，水害の激甚化，治水対策の緊要性，ダム整備の地理的な制約等を勘案し，緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため，「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し，利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u></p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の発表及び伝達</p>

修正前	修正後
<p>○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、<u>避難勧告</u>等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔気象庁〕は、地方公共団体における迅速かつ適切な<u>避難勧告</u>等の発令及び避難誘導の判断並びに住民等の適切な避難行動に資するよう、警報等の伝達内容についてあらかじめ検討しておくものとする。併せて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は、<u>災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都道府県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、水防団等と協議し、<u>発災時</u>の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>○市町村は、気象警報、<u>避難勧告</u>等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>○市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な</u></p>	<p>○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、<u>避難指示</u>等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔気象庁〕は、地方公共団体における迅速かつ適切な<u>避難指示</u>等の発令及び避難誘導の判断並びに住民等の適切な避難行動に資するよう、警報等の伝達内容についてあらかじめ検討しておくものとする。併せて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は、<u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都道府県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、水防団等と協議し、<u>災害時</u>の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>○市町村は、気象警報、<u>避難指示</u>等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。</p> <p><u>○地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>○市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を策定することとする。また、<u>安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に</u></p>

修正前	修正後
<p><u>区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める</u>ものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<u>避難勧告</u>等を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、<u>土砂災害に関するメッシュ情報</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<u>避難勧告</u>等を発令できるよう、発令<u>範囲</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す<u>よう努める</u>ものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに<u>避難勧告</u>等を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の<u>範囲</u>を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に<u>避難勧告</u>等を発令できるよう、発令<u>範囲</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す<u>よう努める</u>ものとする。国〔国土交通省、気象庁〕は、市町村に対し、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○市町村は、<u>避難勧告</u>の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難勧告</u>を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>（略）</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は、<u>避難勧告等及び土砂災害についてはそれら</u>の解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決</p>	<p><u>絞って避難指示等の発令対象区域</u>を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>対象区域</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>等を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、<u>土砂災害の危険度分布</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<u>避難指示</u>等を発令できるよう、発令<u>対象区域</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び<u>対象区域</u>の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>等を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の<u>対象区域</u>を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に<u>避難指示</u>等を発令できるよう、発令<u>対象区域</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕は、市町村に対し、これらの基準及び<u>対象区域</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○市町村は、<u>避難指示</u>の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難指示</u>を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>（略）</p> <p><u>○鉄道事業者は、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>（略）</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は、<u>避難指示</u>等の解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>

第5編 風水害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係</p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府〕は、被災した住宅へのブルーシートの設置を行う事業者を確保できるよう、施工方法の公開、被災地での設置講習会を実施できるNPO団体のリスト化等の情報提供を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>（略）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>（略）</p> <p>○指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿」</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>3 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係</p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府〕は、被災した住宅へのブルーシートの設置を行う事業者等を確保できるよう、施工方法の公開、被災地での設置講習会を実施できるNPO団体のリスト化等の情報提供を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>（略）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>（略）</p> <p>○指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」</p> <p>（略）</p>

第5編 風水害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>○風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>（略）</p> <p>1 風水害に関する警報等の伝達</p> <p>（略）</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>○風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>（略）</p> <p>1 風水害に関する警報等の伝達</p> <p>（略）</p>

修正前	修正後
<p>○国〔気象庁〕は、風、降雨等の気象現象により災害が発生する可能性がある場合には、地方公共団体等における避難勧告等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため、現象の状況に応じて、大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補足的な情報等の防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔国土交通省〕及び都道府県は、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔気象庁〕及び都道府県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難勧告等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>○市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</p> <p>○市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>	<p>○国〔気象庁〕は、風、降雨等の気象現象により災害が発生する可能性がある場合には、地方公共団体等における避難指示等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため、現象の状況に応じて、大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補足的な情報等の防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔国土交通省〕及び都道府県は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔気象庁〕及び都道府県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難指示等の発令を適時適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象区域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>○市町村は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</p> <p>○市町村は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>

修正前	修正後
<p>○市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、<u>避難勧告</u>等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。</p> <p>○住民への<u>避難勧告</u>等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔国土交通省〕および都道府県は、市町村から土砂災害に関する<u>避難勧告</u>等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。</p> <p>3 関係省庁災害警戒会議の開催</p> <p>○第2編2章1節3項「関係省庁災害警戒会議の開催」</p> <p>（略）</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>5 国における活動体制</p> <p>（略）</p> <p>(4) 各種会議等の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(5)</u>「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(6)</u>「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(7) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(7)</u>「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p><u>(8) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(8)</u>「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p><u>(9) 被災者生活・生業再建支援チームの開催</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(9)</u>「被災者生活・生業再建支援チームの開催」</p> <p><u>(10) 自衛隊の災害派遣</u></p>	<p>○市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、<u>避難指示</u>等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。</p> <p>○住民への<u>避難指示</u>等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔国土交通省〕および都道府県は、市町村から土砂災害に関する<u>避難指示</u>等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。</p> <p>3 関係省庁災害警戒会議の開催<u>及び政府本部の設置</u></p> <p>○第2編2章1節3項「関係省庁災害警戒会議の開催<u>及び政府本部の設置</u>」</p> <p>（略）</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>5 国における活動体制</p> <p>（略）</p> <p>(4) <u>政府本部の設置又は各種会議等の開催</u></p> <p>○第2編2章2節6項(4)「<u>政府本部等の設置又は各種会議等の開催</u>」</p> <p><u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p><u>○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」</u></p> <p><u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(6)</u>「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(7) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(7)</u>「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(8) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(8)</u>「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p><u>(9) 政府本部</u>の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(9)</u>「<u>政府本部</u>の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p><u>(10) 被災者生活・生業再建支援チームの開催</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(10)</u>「被災者生活・生業再建支援チームの開催」</p> <p><u>(11) 自衛隊の災害派遣</u></p>

修正前	修正後
<p>○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」</p> <p>第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動</p> <p>1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略)</p> <p>(2) 土砂災害の発生、拡大防止</p> <p>○国〔国土交通省〕は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、都道府県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 施設・設備等の応急復旧活動 (略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常本部等の関与</p> <p>○第2編2章3節2項(2)「ライフライン施設に関する非常本部等の関与」 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>(1) 非常本部等による調整等</p> <p>○第2編2章5節2項(1)「非常本部等による調整等」 (略)</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>5</u> 広域一時滞在(</p> <p>○第2編2章6節5項「広域一時滞在」</p> <p><u>6</u> 要配慮者への配慮</p> <p>○第2編2章6節6項「要配慮者への配慮」</p> <p><u>7</u> 帰宅困難者対策</p> <p>○第2編2章6節7項「帰宅困難者対策」</p> <p><u>8</u> 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節8項「被災者等への的確な情報伝達活動」</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節8項(1)「被災者への情報伝達活動」</p>	<p>○第2編2章2節6項(11)「自衛隊の災害派遣」</p> <p>第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動</p> <p>1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略)</p> <p>(2) 土砂災害の発生、拡大防止</p> <p>○国〔国土交通省〕は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、都道府県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民への避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 施設・設備等の応急復旧活動 (略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する政府本部の関与</p> <p>○第2編2章3節2項(2)「ライフライン施設に関する政府本部の関与」 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>(1) 政府本部による調整等</p> <p>○第2編2章5節2項(1)「政府本部による調整等」 (略)</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略)</p> <p><u>5</u> 広域避難</p> <p><u>○第2編2章6節5項「広域避難」</u></p> <p><u>6</u> 広域一時滞在</p> <p>○第2編2章6節6項「広域一時滞在」</p> <p><u>7</u> 要配慮者への配慮</p> <p>○第2編2章6節7項「要配慮者への配慮」</p> <p><u>8</u> 帰宅困難者対策</p> <p>○第2編2章6節8項「帰宅困難者対策」</p> <p><u>9</u> 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節9項「被災者等への的確な情報伝達活動」</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節9項(1)「被災者への情報伝達活動」</p>

第5編 風水害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>(2) 国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節8項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信 ○第2編2章6節8項(4)「海外への情報発信」</p> <p>第7節 物資の調達, 供給活動 (略)</p> <p>(1) <u>非常本部等</u>による調整等 ○第2編2章7節(1)「<u>非常本部等</u>による調整等」 (略)</p>	<p>(2) 国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節9項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信 ○第2編2章6節9項(4)「海外への情報発信」</p> <p>第7節 物資の調達, 供給活動 (略)</p> <p>(1) <u>政府本部</u>による調整等 ○第2編2章7節(1)「<u>政府本部</u>による調整等」 (略)</p>

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防 （略）</p> <p>第2節 火山災害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり （略）</p> <p>○市町村は，警戒地域の指定があったときは，市町村地域防災計画において，当該警戒地域ごとに，火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項，噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示（緊急）等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項，避難場所及び避難経路に関する事項，火山現象に係る避難訓練に関する事項，救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また，警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて，これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について，市町村は，火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう，市町村地域防災計画において，火山現象の発生及び推移に関する情報，予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>1 災害発生直前対策関係 (1) 噴火警報等の伝達 （略）</p> <p>○市町村は，地域の特性等を踏まえつつ，噴火警報等の内容に応じた避難指示（緊急）等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たって，火山防災協議会における共同検討等を通じて，災害の危険度を表す情報等の活用について，それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府，国土交通省，気象庁等〕は，市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。</p> <p>(2) 住民，登山者等の避難誘導體制 （略）</p> <p>○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p>	<p>第1章 災害予防 （略）</p> <p>第2節 火山災害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり （略）</p> <p>○市町村は，警戒地域の指定があったときは，市町村地域防災計画において，当該警戒地域ごとに，火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項，噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項，避難場所及び避難経路に関する事項，火山現象に係る避難訓練に関する事項，救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また，警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて，これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について，市町村は，火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう，市町村地域防災計画において，火山現象の発生及び推移に関する情報，予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>1 災害発生直前対策関係 (1) 噴火警報等の伝達 （略）</p> <p>○市町村は，地域の特性等を踏まえつつ，噴火警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たって，火山防災協議会における共同検討等を通じて，災害の危険度を表す情報等の活用について，それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府，国土交通省，気象庁等〕は，市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。</p> <p>(2) 住民，登山者等の避難誘導體制 （略）</p> <p>○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう，火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに，他の地方公共団体との応援協定を締結するなど，災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p>

第6編 火山災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>(略)</p> <p>○指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>(略)</p> <p>○指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」</p> <p>(略)</p>

第6編 火山災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、火山噴火による被害を防ぐため、多数の住民、登山者等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合があり得ること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示（緊急）等を行わなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>3 避難勧告等の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、国〔気象庁〕が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難勧告等、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。</p> <p>○国〔国土交通省、気象庁〕は、市町村が行う避難勧告、警戒区域の設定等の対策に対し、必要に応じて火山防災協議会の枠組みを活用して、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を発令するよう努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、火山噴火による被害を防ぐため、多数の住民、登山者等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合があり得ること、噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>3 避難指示等の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、国〔気象庁〕が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示等、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。</p> <p>○国〔国土交通省、気象庁〕は、市町村が行う避難指示、警戒区域の設定等の対策に対し、必要に応じて火山防災協議会の枠組みを活用して、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を発令するよう努めるものとする。</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○住民への<u>避難勧告</u>等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村（都道府県）は、<u>避難勧告</u>等の解除に当たっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>4 関係省庁災害警戒会議の開催</p> <p>○第2編2章1節3項「関係省庁災害警戒会議の開催」</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>5 国における活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(4) 各種会議等の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(5)</u>「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(6)</u>「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(7) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(7)</u>「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p><u>(8) 政府本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(8)</u>「<u>非常本部等</u>の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p><u>(9) 被災者生活・生業再建支援チームの開催</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(9)</u>「被災者生活・生業再建支援チームの開催」</p> <p><u>(10) 自衛隊の災害派遣</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(10)</u>「自衛隊の災害派遣」</p> <p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>非常本部等</u>による調整等</p> <p>○第2編2章5節2項(1)「<u>非常本部等</u>による調整等」</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○住民への<u>避難指示</u>等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○市町村（都道府県）は、<u>避難指示</u>等の解除に当たっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>4 関係省庁災害警戒会議の開催<u>及び政府本部の設置</u></p> <p>○第2編2章1節3項「関係省庁災害警戒会議の開催<u>及び政府本部の設置</u>」</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>5 国における活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>政府本部の設置又は各種会議等の開催</u></p> <p>○第2編2章2節6項(4)「<u>政府本部の設置又は各種会議等の開催</u>」</p> <p><u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p><u>○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」</u></p> <p><u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(6)</u>「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(7) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(7)</u>「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(8) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(8)</u>「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p><u>(9) 政府本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(9)</u>「<u>政府本部</u>の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p><u>(10) 被災者生活・生業再建支援チームの開催</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(10)</u>「被災者生活・生業再建支援チームの開催」</p> <p><u>(11) 自衛隊の災害派遣</u></p> <p>○第2編2章2節6項<u>(11)</u>「自衛隊の災害派遣」</p> <p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>政府本部</u>による調整等</p> <p>○第2編2章5節2項(1)「<u>政府本部</u>による調整等」</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) (新設) (新設) <u>5</u> 広域一時滞在 ○第2編2章6節<u>5</u>項「広域一時滞在」 <u>6</u> 要配慮者への配慮 ○第2編2章6節<u>6</u>項「要配慮者への配慮」 <u>7</u> 帰宅困難者対策 ○第2編2章6節<u>7</u>項「帰宅困難者対策」 <u>8</u> 被災者等への的確な情報伝達活動 ○第2編2章6節<u>8</u>項「被災者等への的確な情報伝達活動」 (1) 被災者等への情報伝達活動 ○第2編2章6節<u>8</u>項(1)「被災者等への情報伝達活動」 (2) 国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節<u>8</u>項(2)「国民への的確な情報の伝達」 (3) 住民等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節<u>8</u>項(3)「住民等からの問合せに対する対応」 (4) 海外への情報発信 ○第2編2章6節<u>8</u>項(4)「海外への情報発信」 第6節 物資の調達、供給活動 (略) (1) <u>非常本部等</u>による調整等 ○第2編2章7節(1)「<u>非常本部等</u>による調整等」 (略) 第10節 応急復旧並びに二次災害・複合災害の防止活動 1 施設・設備等の応急復旧活動 (略) (2) ライフライン施設に関する<u>非常本部等</u>の関与 ○第2編2章3節2項(2)「ライフライン施設に関する<u>非常本部等</u>の関与」 (略) 2 二次災害の防止活動 (略) ○国〔国土交通省〕は、噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の<u>避難勧告</u>等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p>	<p>第5節 避難の受入れ及び情報提供活動 (略) <u>5</u> <u>広域避難</u> <u>○第2編2章6節5項「広域避難」</u> <u>6</u> 広域一時滞在 ○第2編2章6節<u>6</u>項「広域一時滞在」 <u>7</u> 要配慮者への配慮 ○第2編2章6節<u>7</u>項「要配慮者への配慮」 <u>8</u> 帰宅困難者対策 ○第2編2章6節<u>8</u>項「帰宅困難者対策」 <u>9</u> 被災者等への的確な情報伝達活動 ○第2編2章6節<u>9</u>項「被災者等への的確な情報伝達活動」 (1) 被災者等への情報伝達活動 ○第2編2章6節<u>9</u>項(1)「被災者等への情報伝達活動」 (2) 国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節<u>9</u>項(2)「国民への的確な情報の伝達」 (3) 住民等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節<u>9</u>項(3)「住民等からの問合せに対する対応」 (4) 海外への情報発信 ○第2編2章6節<u>9</u>項(4)「海外への情報発信」 第6節 物資の調達、供給活動 (略) (1) <u>政府本部</u>による調整等 ○第2編2章7節(1)「<u>政府本部</u>による調整等」 (略) 第10節 応急復旧並びに二次災害・複合災害の防止活動 1 施設・設備等の応急復旧活動 (略) (2) ライフライン施設に関する<u>政府本部</u>の関与 ○第2編2章3節2項(2)「ライフライン施設に関する<u>政府本部</u>の関与」 (略) 2 二次災害の防止活動 (略) ○国〔国土交通省〕は、噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の<u>避難指示</u>等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</p>

第6編 火山災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
(略)	(略)

第6編 火山災害対策編（第4章 継続災害への対応方針）

修正前	修正後
<p>第4章 継続災害への対応方針 (略) 1 避難対策 (略) ○地方公共団体は、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努めるものとする。 (略)</p>	<p>(略) 1 避難対策 (略) ○地方公共団体は、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努めるものとする。 (略)</p>

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>2 雪害に強いまちづくり</p> <p>(1) 雪害に強いまちの形成</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても，<u>道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため，地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備</u>を行うよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 除雪体制等の整備</p> <p>○豪雪等に対し，道路交通及び鉄道交通を確保できるよう，国〔国土交通省〕，地方公共団体，高速道路事業者及び鉄道事業者は，除雪活動を実施するための除雪機械，除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに，所管施設の緊急点検，除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。特に，集中的な大雪に対しては，国〔国土交通省〕，地方公共団体及び高速道路事業者は<u>道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に</u>，車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上，予防的な通行規制を行い，集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔国土交通省，内閣府，消防庁等〕及び市町村（都道府県）等は，雪処理中の事故による死者を減らすため，地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また，住民が安全な除雪作業を行えるよう，技術指導や講習会を行うとともに，事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに，気温が上がって雪が緩みやすくなった時など，事故が起りやすいタイミングに合わせて，安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>（略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり （略）</p> <p>2 雪害に強いまちづくり</p> <p>(1) 雪害に強いまちの形成</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても，<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として，計画的・予防的な通行止め，滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等</u>を行うよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 除雪体制等の整備</p> <p>○豪雪等に対し，道路交通及び鉄道交通を確保できるよう，国〔国土交通省〕，地方公共団体，高速道路事業者及び鉄道事業者は，除雪活動を実施するための除雪機械，除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに，所管施設の緊急点検，除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。特に，集中的な大雪に対しては，国〔国土交通省〕，地方公共団体及び高速道路事業者は，<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として</u>，車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上，<u>計画的・予防的な通行規制</u>を行い，集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔国土交通省，内閣府，消防庁等〕及び市町村（都道府県）等は，雪処理中の事故による死者を減らすため，地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また，住民が安全な除雪作業を行えるよう，技術指導や講習会を行うとともに，事故の防止に役立つ道具や<u>装備品，これらの安全な使用方法</u>等の普及の促進を図る。さらに，気温が上がって雪が緩みやすくなった時など，事故が起りやすいタイミングに合わせて，安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>（略）</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>（略）</p> <p><u>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，集中的な大雪が予測される場合において，計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて，周知に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>

第7編 雪害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>○市町村は、雪<u>降</u>ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。国〔国土交通省、消防庁等〕及び都道府県は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等に提供するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>（略）</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>（略）</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>（略）</p> <p>○道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>（略）</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」</p> <p>（略）</p>	<p>○市町村は、雪<u>下</u>ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。国〔国土交通省、消防庁等〕及び都道府県は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等に提供するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>（略）</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>（略）</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>（略）</p> <p>○道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、<u>計画的・</u>予防的な通行規制区間を設定するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>（略）</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u></p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>」</p> <p>（略）</p>

第7編 雪害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>（略）</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達</p> <p>（略）</p> <p>○国〔国土交通省〕は、自ら又は気象庁を通じて被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、<u>この情報を情報板、ビーコン等</u>により、速やかに道路利用者等に伝達するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>（略）</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>（略）</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達</p> <p>（略）</p> <p>○国〔国土交通省〕は、自ら又は気象庁を通じて被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は、<u>高速道路事業者と連携して「大雪に対する緊急発表」を發表すること等</u>により、<u>不要・不急の外出を控えることや広域的な迂回等について</u>、速やかに道路利用者等に伝達するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>（略）</p>

第7編 雪害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>○市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対して<u>避難勧告</u>等を発令するとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施するものとする。</p> <p>○住民への<u>避難勧告</u>等の伝達に当たっては市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 関係省庁災害警戒会議の開催</p> <p>○第2編2章1節3項「関係省庁災害警戒会議の開催」</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>5 国における活動体制</p> <p>（略）</p> <p>(4) 各種会議等の開催<u>等</u></p> <p>○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催<u>等</u>」</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(5)</u> 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(5)</u>「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(6)</u> 緊急災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(6)</u>「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(7)</u> 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(7)</u>「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p><u>(8)</u> 政府本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(8)</u>「<u>非常本部等</u>」の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p> <p><u>(9)</u> 被災者生活・生業再建支援チームの開催</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(9)</u>「被災者生活・生業再建支援チームの開催」</p> <p><u>(10)</u> 自衛隊の災害派遣</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(10)</u>「自衛隊の災害派遣」</p> <p>第3節 除雪の実施、雪崩災害・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動</p> <p>1 除雪の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>（略）</p> <p>(1) 除雪の実施</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪<u>降</u>ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 施設・設備等の応急復旧活動</p>	<p>○市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対して<u>避難指示</u>等を発令するとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施するものとする。</p> <p>○住民への<u>避難指示</u>等の伝達に当たっては市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 関係省庁災害警戒会議の開催<u>及び政府本部の設置</u></p> <p>○第2編2章1節3項「関係省庁災害警戒会議の開催<u>及び政府本部の設置</u>」</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>5 国における活動体制</p> <p>（略）</p> <p>(4) <u>政府本部の設置又は</u>各種会議等の開催</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「<u>政府本部の設置又は</u>各種会議等の開催」</p> <p><u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p><u>○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」</u></p> <p><u>(6)</u> 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(6)</u>「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(7)</u> 緊急災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(7)</u>「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(8)</u> 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(8)</u>「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」</p> <p><u>(9)</u> 政府本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(9)</u>「<u>政府本部</u>」の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</p> <p><u>(10)</u> 被災者生活・生業再建支援チームの開催</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(10)</u>「被災者生活・生業再建支援チームの開催」</p> <p><u>(11)</u> 自衛隊の災害派遣</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(11)</u>「自衛隊の災害派遣」</p> <p>第3節 除雪の実施、雪崩災害・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動</p> <p>1 除雪の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>（略）</p> <p>(1) 除雪の実施</p> <p>（略）</p> <p>○市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪<u>下</u>ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 施設・設備等の応急復旧活動</p>

第7編 雪害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する<u>非常本部等</u>の関与 ○第2編2章3節2項(2)「ライフライン施設に関する<u>非常本部等</u>の関与」</p> <p>(略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>非常本部等</u>による調整等 ○第2編2章5節2項(1)「<u>非常本部等</u>による調整等」</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>(略)</p> <p>4 広域一時滞在 ○第2編2章6節<u>5</u>項「広域一時滞在」</p> <p>5 要配慮者への配慮 ○第2編2章6節<u>6</u>項「要配慮者への配慮」</p> <p>6 帰宅困難者対策 ○第2編2章6節<u>7</u>項「帰宅困難者対策」</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達活動 ○第2編2章6節<u>8</u>項「被災者等への的確な情報伝達活動」</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動 ○第2編2章6節<u>8</u>項(1)「被災者等への情報伝達活動」</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節<u>8</u>項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節<u>8</u>項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信 ○第2編2章6節<u>8</u>項(4)「海外への情報発信」</p> <p>第7節 物資の調達、供給活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>非常本部等</u>による調整等 ○第2編2章7節(1)「<u>非常本部等</u>による調整等」</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する<u>政府本部</u>の関与 ○第2編2章3節2項(2)「ライフライン施設に関する<u>政府本部</u>の関与」</p> <p>(略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>政府本部</u>による調整等 ○第2編2章5節2項(1)「<u>政府本部</u>による調整等」</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>(略)</p> <p>4 広域一時滞在 ○第2編2章6節<u>6</u>項「広域一時滞在」</p> <p>5 要配慮者への配慮 ○第2編2章6節<u>7</u>項「要配慮者への配慮」</p> <p>6 帰宅困難者対策 ○第2編2章6節<u>8</u>項「帰宅困難者対策」</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達活動 ○第2編2章6節<u>9</u>項「被災者等への的確な情報伝達活動」</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動 ○第2編2章6節<u>9</u>項(1)「被災者等への情報伝達活動」</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節<u>9</u>項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節<u>9</u>項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信 ○第2編2章6節<u>9</u>項(4)「海外への情報発信」</p> <p>第7節 物資の調達、供給活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>政府本部</u>による調整等 ○第2編2章7節(1)「<u>政府本部</u>による調整等」</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)</p> <p>6 国における活動体制 (略)</p> <p>(5) 各種会議等の開催等 ○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」 (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、<u>原則として、国土交通省内とする。</u> <u>○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、国土交通省等指定行政機関の局長級職員で構成する。</u></p> <p><u>(7) 非常災害対策本部</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(8)「<u>非常本部等</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」</p> <p><u>(8) 自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」 (略)</p> <p>第2節 搜索，救助・救急，医療及び消火活動 (略)</p> <p>4 消火活動 (1) 国〔海上保安庁〕，関係事業者，民間救助・防災組織等による消火活動 (略) ○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は海上保安庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。 (略)</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略) ○国〔海上保安庁〕，警察機関，道路管理者及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。 (略)</p> <p>第5節 関係者等への的確な情報伝達活動</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)</p> <p>6 国における活動体制 (略)</p> <p>(5) <u>政府本部の設置又は</u>各種会議等の開催 ○第2編2章2節6項(4)「<u>政府本部の設置又は</u>各種会議等の開催」 <u>(6) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u> <u>○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」</u> <u>○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として、国土交通省内とする。</u></p> <p><u>(7) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部の設置場所は、<u>原則として官邸内とし、</u>その事務局の設置場所は、<u>官邸及び</u>国土交通省内とする。 (移設)</p> <p><u>(8) 政府本部</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(9)「<u>政府本部</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」</p> <p><u>(9) 自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(11)「自衛隊の災害派遣」 (略)</p> <p>第2節 搜索，救助・救急，医療及び消火活動 (略)</p> <p>4 消火活動 (1) 国〔海上保安庁〕，関係事業者，民間救助・防災組織等による消火活動 (略) ○<u>特定災害対策本部又は</u>非常災害対策本部は，必要に応じ，又は海上保安庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。 (略)</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略) ○国〔海上保安庁〕，警察機関，道路管理者及び<u>特定災害対策本部又は</u>非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。 (略)</p> <p>第5節 関係者等への的確な情報伝達活動</p>

第8編 海上災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>(1) 被災者の家族等への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節8項(1)「被災者への情報伝達活動」</p> <p>○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>○非常災害対策本部は、乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し、情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び海上運送事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに、乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>○第2編2章6節8項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 関係者等からの問合せに対する対応</p> <p>○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信</p> <p>○第2編2章6節8項(4)「海外への情報発信」</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 被災者の家族等への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節9項(1)「被災者への情報伝達活動」</p> <p>○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>○特定災害対策本部又は非常災害対策本部は、乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し、情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び海上運送事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに、乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>○第2編2章6節9項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 関係者等からの問合せに対する対応</p> <p>○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信</p> <p>○第2編2章6節9項(4)「海外への情報発信」</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)</p> <p>6 国における活動体制 (略)</p> <p>(4) 各種会議等の開催等 ○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」 (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、<u>原則として、国土交通省内とする。</u> <u>○非常災害対策本部長は国土交通大臣とし、同本部員（現地対策本部員を除く。）は、原則として、国土交通省及び関係指定行政機関の局長級職員以上の職員で構成する。</u></p> <p><u>(6) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> ○第2編2章2節6項(9)「非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p><u>(7) 自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」 (略)</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>○警察機関、道路管理者、国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第4節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者の家族等への情報伝達活動 ○第2編2章6節8項(2)「国民への的確な情報の伝達」 ○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」 ○非常災害対策本部は、乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し、情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関〔消防庁、国土交通省等〕、公共機関〔空港事業者〕、地方公共団体及び航空運送事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)</p> <p>6 国における活動体制 (略)</p> <p>(4) <u>政府本部の設置又は</u>各種会議等の開催 ○第2編2章2節6項(4)「<u>政府本部の設置又は</u>各種会議等の開催」 <u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u> <u>○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」</u> <u>○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として、国土交通省内とする。</u></p> <p><u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部の設置場所は、<u>原則として官邸内とし、</u>その事務局の設置場所は、<u>官邸及び</u>国土交通省内とする。 (移設)</p> <p><u>(7) 政府本部</u>の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(9)「<u>政府本部</u>の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p><u>(8) 自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(11)「自衛隊の災害派遣」 (略)</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>○警察機関、道路管理者、国〔海上保安庁〕及び<u>特定災害対策本部又は</u>非常災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>第4節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者の家族等への情報伝達活動 ○第2編2章6節9項(2)「国民への的確な情報の伝達」 ○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」 ○<u>特定災害対策本部又は</u>非常災害対策本部は、乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し、情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関〔消防庁、国土交通省等〕、公共機関〔空港事業者〕、地方公共団体及び航空運送事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつ</p>

第9編 航空災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>適切に提供するとともに、乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節8項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 関係者等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信 ○第2編2章6節8項(4)「海外への情報発信」</p>	<p>きめ細やかな情報を適切に提供するとともに、乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節9項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 関係者等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信 ○第2編2章6節9項(4)「海外への情報発信」</p>

第10編 鉄道災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防 （略）</p> <p>第2節 鉄軌道の安全な運行の確保 （略） （新設）</p> <p>（略）</p>	<p>第1章 災害予防 （略）</p> <p>第2節 鉄軌道の安全な運行の確保 （略）</p> <p><u>○鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>

第10編 鉄道災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略）</p> <p>6 国における活動体制 （略）</p> <p>(4) 各種会議等の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」 （新設） （新設） （新設）</p> <p><u>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、<u>原則として、国土交通省内とする。</u> <u>○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、国土交通省等指定行政機関の局長級職員で構成する。</u></p> <p><u>(6) 非常本部等</u>の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(9)「<u>非常本部等</u>の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p><u>(7) 自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」 （略）</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>2 交通の確保 （略）</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略）</p> <p>6 国における活動体制 （略）</p> <p>(4) <u>政府本部の設置又は</u>各種会議等の開催 ○第2編2章2節6項(4)「<u>政府本部の設置又は</u>各種会議等の開催」 <u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u> <u>○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」</u> <u>○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として、国土交通省内とする。</u></p> <p><u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部の設置場所は、<u>原則として官邸内とし、</u>その事務局の設置場所は、<u>官邸及び</u>国土交通省内とする。 （移設）</p> <p><u>(7) 政府本部</u>の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(9)「<u>政府本部</u>の調査団等の派遣、現地対策本部の設置」</p> <p><u>(8) 自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(11)「自衛隊の災害派遣」 （略）</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 （略）</p> <p>2 交通の確保 （略）</p>

第10編 鉄道災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>○警察機関、道路管理者、国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者の家族等への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節8項(1)「被災者への情報伝達活動」</p> <p>○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>○非常災害対策本部は、乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し、情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに、乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>○第2編2章6節8項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 関係者等からの問合せに対する対応</p> <p>○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信</p> <p>○第2編2章6節8項(4)「海外への情報発信」</p>	<p>○警察機関、道路管理者、国〔海上保安庁〕及び<u>特定災害対策本部又は</u>非常災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者の家族等への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節9項(1)「被災者への情報伝達活動」</p> <p>○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>○<u>特定災害対策本部又は</u>非常災害対策本部は、乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し、情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに、乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>○第2編2章6節9項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 関係者等からの問合せに対する対応</p> <p>○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信</p> <p>○第2編2章6節9項(4)「海外への情報発信」</p>

第10編 鉄道災害対策編（第3章 災害復旧）

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>	<p>第3章 災害復旧</p> <p>（略）</p> <p><u>○鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>

第11編 道路災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)</p> <p>6 国における活動体制 (略)</p> <p>(4) 各種会議等の開催等 ○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」 (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、<u>原則として、国土交通省内とする。</u> <u>○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、国土交通省等指定行政機関の局長級職員で構成する。</u></p> <p><u>(6) 非常本部等</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(9)「<u>非常本部等</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」</p> <p><u>(7) 自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」 (略)</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>○警察機関，道路管理者，国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。 (略)</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 被災者の家族等への情報伝達活動 ○第2編2章6節8項(1)「被災者への情報伝達活動」 ○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>2 国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節8項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>3 関係者等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>4 海外への情報発信</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)</p> <p>6 国における活動体制 (略)</p> <p>(4) <u>政府本部の設置又は</u>各種会議等の開催 ○第2編2章2節6項(4)「<u>政府本部の設置又は</u>各種会議等の開催」 <u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u> <u>○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」</u> <u>○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として、国土交通省内とする。</u></p> <p><u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部の設置場所は、<u>原則として官邸内とし、</u>その事務局の設置場所は、<u>官邸及び</u>国土交通省内とする。 (移設)</p> <p><u>(7) 政府本部</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(9)「<u>政府本部</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」</p> <p><u>(8) 自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(11)「自衛隊の災害派遣」 (略)</p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>○警察機関，道路管理者，国〔海上保安庁〕及び<u>特定災害対策本部又は</u>非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。 (略)</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 被災者の家族等への情報伝達活動 ○第2編2章6節9項(1)「被災者への情報伝達活動」 ○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>2 国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節9項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>3 関係者等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>4 海外への情報発信</p>

第11編 道路災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
○第2編2章6節8項(4)「海外への情報発信」	○第2編2章6節9項(4)「海外への情報発信」

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>(略)</p> <p>第3節 原子力防災に関する研究等の推進</p> <p>(略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，文部科学省，経済産業省等〕は，研究機関等の行った原子力防災に関する研究の成果が防災施策の強化に資するよう，国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに，必要に応じ原子力災害対策指針等の<u>改訂</u>等，防災施策への反映を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(略)</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は，屋内<u>避難</u>又は避難のための立退き等の<u>勧告又は</u>指示を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は，屋内退避，避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法について，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿」</p> <p>(略)</p> <p>4 救助・救急，医療，安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の配布及び服用関係</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>(略)</p> <p>第3節 原子力防災に関する研究等の推進</p> <p>(略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，文部科学省，経済産業省等〕は，研究機関等の行った原子力防災に関する研究の成果が防災施策の強化に資するよう，国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに，必要に応じ原子力災害対策指針等の<u>改定</u>等，防災施策への反映を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>(略)</p> <p>1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(略)</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は，屋内<u>退避</u>又は避難のための立退き等の指示<u>等</u>を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は，屋内退避，避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法について，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，屋内での待避等の<u>緊急</u>安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u></p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>」</p> <p>(略)</p> <p>4 救助・救急，医療，安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の配布及び服用関係</p> <p>(略)</p>

第12編 原子力災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>○地方公共団体は、UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平常時に事前配布を行うことができるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え</p> <p>○核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（本節及び第2章第7節において「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、国土交通省、海上保安庁、警察機関及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○地方公共団体は、UPZにおいても、PAZ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、自らの判断で、平常時に事前配布を行うことができるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え</p> <p>○核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（本節及び第2章第7節において「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、国土交通省、海上保安庁、警察機関及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努めるものとする。</p> <p>（略）</p>

第12編 原子力災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡</p> <p>（略）</p> <p>○原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を發出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関、自然災害に対応する非常本部等が設置されている場合には当該本部を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>7 指定行政機関等の活動体制</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡</p> <p>（略）</p> <p>○原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関、自然災害に対応する政府本部が設置されている場合には当該本部を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>7 指定行政機関等の活動体制</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置</p> <p>○内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示 <u>又は勧告</u>等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長のほか、<u>非常本部等</u>が設置されている場合には内閣府特命担当大臣（防災）、また、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に、正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また、副大臣、大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を、官邸〔内閣官房〕又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>○地方公共団体は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの<u>勧告</u>、指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の緊急事態応急対策等を行うものとする。なお、地方公共団体は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う<u>場合等やむを得ない</u>ときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○指定行政機関、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、原子力災害対策本部による助言以外にも、避難指示 <u>又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置</p> <p>○内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○原子力災害対策本部長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長のほか、<u>政府本部</u>が設置されている場合には内閣府特命担当大臣（防災）、また、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に、正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また、副大臣、大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を、官邸〔内閣官房〕又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>○新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p>○地方公共団体は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の緊急事態応急対策等を行うものとする。なお、地方公共団体は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う<u>おそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する</u>ときは、居住者等に対し、屋内での待避等の<u>緊急</u>安全確保措置を指示することができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○指定行政機関、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、原子力災害対策本部による助言以外にも、避難指示 <u>等</u>の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p>

修正前	修正後
<p>○市町村は、屋内<u>避難</u>又は避難のための立退きの<u>勧告</u>、指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するとともに、その<u>勧告</u>、指示等の内容及び避難状況について、現地対策本部等に対して情報提供するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>(1) 指定避難所等の開設</p> <p>○市町村は、緊急時に必要に応じ指定避難所、<u>避難退域時検査及び簡易除染の場所</u>を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、<u>旅館・ホテル</u>等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 指定避難所等の運営管理</p> <p>（略）</p> <p><u>○市町村は、各指定避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査及び簡易除染の実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また、市町村等は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p><u>5</u> 広域一時滞在</p> <p>○第2編2章6節<u>5</u>項「広域一時滞在」</p> <p>（略）</p> <p><u>6</u> 要配慮者への配慮</p> <p>○第2編2章6節<u>6</u>項「要配慮者への配慮」</p> <p>（略）</p> <p><u>7</u> 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p> <p>（略）</p> <p><u>8</u> 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節<u>8</u>項「被災者等への的確な情報伝達活動」</p> <p>（略）</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p>	<p>○市町村は、屋内<u>退避</u>又は避難のための立退きの指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するとともに、その指示等の内容及び避難状況について、現地対策本部等に対して情報提供するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 指定避難所等</p> <p>(1) 指定避難所等の開設</p> <p>○市町村は、緊急時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、<u>ホテル・旅館</u>等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 指定避難所等の運営管理</p> <p>（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（略）</p> <p><u>5</u> 広域避難</p> <p><u>○第2編2章6節5項「広域避難」</u></p> <p>（略）</p> <p><u>6</u> 広域一時滞在</p> <p>○第2編2章6節<u>6</u>項「広域一時滞在」</p> <p>（略）</p> <p><u>7</u> 要配慮者への配慮</p> <p>○第2編2章6節<u>7</u>項「要配慮者への配慮」</p> <p>（略）</p> <p><u>8</u> 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p> <p>（略）</p> <p><u>9</u> 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節<u>9</u>項「被災者等への的確な情報伝達活動」</p> <p>（略）</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p>

修正前	修正後
<p>○現地における広報活動は、<u>対策拠点施設とは区切られた現地のプレスセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会が一元的に行うものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>○第2編2章6節<u>8</u>項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>（略）</p> <p>第3節 原子力被災者の生活支援活動</p> <p>○原子力被災者生活支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の<u>出荷制限・摂取制限</u>（厚生労働省、農林水産省等）</p> <p>（略）</p> <p>第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持</p> <p>（略）</p> <p>○警察機関、消防機関、道路管理者、鉄道事業者及び海上保安部署は、警戒区域の設定や避難のための立退きのための<u>勧告</u>、指示等を行った区域について、<u>勧告</u>、指示等の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</p> <p>（略）</p> <p>○原子力緊急事態に至った場合には、<u>国</u>は、原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応</p> <p>（略）</p> <p>○緊急災害対策本部は、指定避難所等の被災者に対する通常の実務（物資供給、指定避難所の環境整備、健康管理支援等）について、自然災害による避難者、原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部と緊密な連携をとりつつ、避難又は一時移転者の避難退域時検査及び簡易除染等を行うものとする。また、その他放射線に係る健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○現地<u>対策本部</u>における広報活動は、<u>原則として、現地対策本部長や現地対策本部事務局長等が、対策拠点施設内又はその近傍のプレス用の区画を使用して行うものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>○第2編2章6節<u>9</u>項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>（略）</p> <p>第3節 原子力被災者の生活支援活動</p> <p>○原子力被災者生活支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>（厚生労働省、農林水産省等）</p> <p>（略）</p> <p>第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持</p> <p>（略）</p> <p>○警察機関、消防機関、道路管理者、鉄道事業者及び海上保安部署は、警戒区域の設定や避難のための立退きのための指示等を行った区域について、指示等の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</p> <p>（略）</p> <p>○原子力緊急事態に至った場合には、<u>内閣総理大臣</u>は、原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応</p> <p>（略）</p> <p>○緊急災害対策本部は、指定避難所等の被災者に対する通常の実務（物資供給、指定避難所の環境整備、健康管理支援等）について、自然災害による避難者、原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部と緊密な連携をとりつつ、避難又は一時移転者の避難退域時検査及び簡易除染等<u>に係る連絡調整</u>を行うものとする。また、その他放射線に係る健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。</p> <p>（略）</p>

第12編 原子力災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
○自然災害の発生により非常災害対策本部が設置され、原子力災害の発生により原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部が設置された場合についても、上記に準じて一体的な対応を行うものとする。	○自然災害の発生により <u>特定災害対策本部又は</u> 非常災害対策本部が設置され、原子力災害の発生により原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部が設置された場合についても、上記に準じて一体的な対応を行うものとする。

第12編 原子力災害対策編（第4章 原子力艦の原子力災害）

修正前	修正後
<p>第4章 原子力艦の原子力災害 （略）</p> <p>第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略）</p> <p>4 政府の活動体制 （略） （新設） （新設） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項<u>(5)</u>「非常災害対策本部の設置と活動体制」 （略） <u>○非常災害対策本部長は、防災担当大臣とし、副本部長は、内閣府副大臣、防衛副大臣、外務副大臣及び放射線計測、放射線防護等の知見を有する原子力規制委員会委員とするものとする。非常災害対策本部員は、関係指定行政機関の局長級職員又は課長級職員で構成するものとする。</u></p> <p><u>(6) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u> （略） ○第2編2章2節6項<u>(6)</u>「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(7) 専門家の派遣等</u> （略）</p> <p><u>(8) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> （略）</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 ○第2編2章2節6項<u>(10)</u>「自衛隊の災害派遣」 （略）</p> <p>第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p>	<p>第4章 原子力艦の原子力災害 （略）</p> <p>第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略）</p> <p>4 政府の活動体制 （略）</p> <p><u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u> <u>○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」</u> <u>○国〔内閣府〕は、内閣総理大臣からの指示があった場合、直ちに特定災害対策本部を設置するものとする。</u> <u>○内閣府は、外務省、原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て、特定災害対策本部の事務局の任を担うものとする。</u></p> <p><u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項<u>(6)</u>「非常災害対策本部の設置と活動体制」 （略） （移設）</p> <p><u>(7) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</u> （略）</p> <p>○第2編2章2節6項<u>(7)</u>「緊急災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p><u>(8) 専門家の派遣等</u> （略）</p> <p><u>(9) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u> （略）</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 ○第2編2章2節6項<u>(11)</u>「自衛隊の災害派遣」 （略）</p> <p>第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p>

修正前	修正後
<p>○非常災害対策本部等は，原子力災害対策指針を参考に，関係地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立退きの<u>勧告又は</u>指示，安定ヨウ素剤の服用等の実施について，指導・助言するものとする。</p> <p>○関係地方公共団体は，国の指導・助言に基づき，又は独自の判断により，住民等に対して，屋内退避又は避難のための立退きの<u>勧告</u>，指示等を行うものとする。</p> <p>○関係地方公共団体は，避難のための立退きの<u>勧告</u>，指示等を行った場合は，住民等の避難状況を確認するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 飲食物の<u>出荷制限及び摂取制限</u></p> <p>○非常災害対策本部等は，必要に応じて，放射性物質による汚染状況の調査を関係地方公共団体に要請し，その状況に応じ，原子力災害対策指針の指標等を踏まえ，飲食物の<u>出荷制限</u>，<u>摂取制限</u>について関係機関に指示・要請するものとする。</p> <p>○関係地方公共団体は，国の指導・助言及び指示に基づき，代替飲食物の供給等に配慮しつつ，飲食物の<u>出荷制限及び摂取制限</u>並びにこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>6 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1)周辺住民等への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節<u>8</u>項(1)「被災者への情報伝達活動」</p> <p>（略）</p> <p>(2)国民への的確な情報の伝達</p> <p>○第2編2章6節<u>8</u>項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>（略）</p> <p>(3)住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>○第2編2章6節<u>8</u>項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>（略）</p> <p>第3節 犯罪の予防等社会秩序の維持</p> <p>（略）</p> <p>○関係市町村長等が避難のための<u>勧告</u>，指示等を行った区域については，警察機関，消防機関，海上保安部署，道路管理者及び鉄道事業者は，<u>勧告又は</u>指示の実効をあげるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>○非常災害対策本部等は，原子力災害対策指針を参考に，関係地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立退きの指示<u>等</u>，安定ヨウ素剤の服用等の実施について，指導・助言するものとする。</p> <p>○関係地方公共団体は，国の指導・助言に基づき，又は独自の判断により，住民等に対して，屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行うものとする。</p> <p>○関係地方公共団体は，避難のための立退きの指示等を行った場合は，住民等の避難状況を確認するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>5 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u></p> <p>○非常災害対策本部等は，必要に応じて，放射性物質による汚染状況の調査を関係地方公共団体に要請し，その状況に応じ，原子力災害対策指針の指標等を踏まえ，飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>について関係機関に指示・要請するものとする。</p> <p>○関係地方公共団体は，国の指導・助言及び指示に基づき，代替飲食物の供給等に配慮しつつ，飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>並びにこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>6 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1)周辺住民等への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節<u>9</u>項(1)「被災者への情報伝達活動」</p> <p>（略）</p> <p>(2)国民への的確な情報の伝達</p> <p>○第2編2章6節<u>9</u>項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>（略）</p> <p>(3)住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>○第2編2章6節<u>9</u>項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>（略）</p> <p>第3節 犯罪の予防等社会秩序の維持</p> <p>（略）</p> <p>○関係市町村長等が避難のための指示等を行った区域については，警察機関，消防機関，海上保安部署，道路管理者及び鉄道事業者は，指示<u>等</u>の実効をあげるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>（略）</p>

第13編 危険物等災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防 （略）</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え （略）</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係 （略）</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿」 （略）</p>	<p>第1章 災害予防 （略）</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え （略）</p> <p>5 避難の受入れ及び情報提供活動関係 （略）</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」 （略）</p>

第13編 危険物等災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略）</p> <p>7 国における活動体制 （略）</p> <p>(4) 各種会議等の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」 （新設） （新設） （新設）</p> <p><u>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，危険物等の取扱規制担当省庁内とする。</p> <p><u>○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は，危険物等の取扱規制担当省庁等指定行政機関の局長級職員で構成する。</u></p> <p><u>(6) 非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置</u> ○第2編2章2節6項(8)「非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」</p> <p><u>(7) 自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」 （略）</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 （略）</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略）</p> <p>7 国における活動体制 （略）</p> <p>(4) <u>政府本部の設置又は各種会議等の開催</u></p> <p>○第2編2章2節6項(4)「<u>政府本部の設置又は各種会議等の開催</u>」 <u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u> <u>○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」</u> <u>○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，危険物等の取扱規制担当省庁内とする。</u></p> <p><u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> ○第2編2章2節6項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」 ○非常災害対策本部の設置場所は，原則として官邸内とし，その事務局の設置場所は，<u>官邸及び危険物等の取扱規制担当省庁内とする。</u></p> <p>（移設）</p> <p><u>(7) 政府本部</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 ○第2編2章2節6項(9)「<u>政府本部</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」</p> <p><u>(8) 自衛隊の災害派遣</u> ○第2編2章2節6項(11)「自衛隊の災害派遣」 （略）</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動 （略）</p>

第13編 危険物等災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>4 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節8項(1)「被災者への情報伝達活動」</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>○第2編2章6節8項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信</p> <p>○第2編2章6節8項(4)「海外への情報発信」</p> <p>(略)</p>	<p>4 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節9項(1)「被災者への情報伝達活動」</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>○第2編2章6節9項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信</p> <p>○第2編2章6節9項(4)「海外への情報発信」</p> <p>(略)</p>

第14編 大規模な火事災害対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防 （略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>4 避難の受入れ及び情報提供活動関係 （略）</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿」 （略）</p>	<p>第1章 災害予防 （略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>4 避難の受入れ及び情報提供活動関係 （略）</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」 （略）</p>

第14編 大規模な火事災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略）</p> <p>6 国における活動体制 （略）</p> <p>(4) 各種会議等の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」 （新設） （新設） （新設）</p> <p><u>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，消防庁内とする。</p> <p><u>○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は，消防庁等指定行政機関の局長級職員で構成する。</u></p> <p><u>(6) 非常本部等</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項(8)「非常本部等」の調査団等の派遣，現地対策本部の設置</p> <p><u>(7) 自衛隊の災害派遣</u></p> <p>○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」 （略）</p> <p>第4節 避難の受入れ及び情報提供活動 （略）</p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略）</p> <p>6 国における活動体制 （略）</p> <p>(4) <u>政府本部の設置又は各種会議等の開催</u></p> <p>○第2編2章2節6項(4)「<u>政府本部の設置又は各種会議等の開催</u>」</p> <p><u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p><u>○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」</u></p> <p><u>○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，消防庁内とする。</u></p> <p><u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>○非常災害対策本部の設置場所は，<u>原則として官邸内とし</u>，その事務局の設置場所は，<u>官邸及び消防庁内とする</u>。 （移設）</p> <p><u>(7) 政府本部</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項(9)「<u>政府本部</u>」の調査団等の派遣，現地対策本部の設置</p> <p><u>(8) 自衛隊の災害派遣</u></p> <p>○第2編2章2節6項(11)「自衛隊の災害派遣」 （略）</p> <p>第4節 避難の受入れ及び情報提供活動 （略）</p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動</p>

第14編 大規模な火事災害対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>○第2編2章6節8項(1)「被災者への情報伝達活動」 (2) 国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節8項(2)「国民への的確な情報の伝達」 (3) 住民等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節8項(3)「住民等からの問合せに対する対応」 (4) 海外への情報発信 ○第2編2章6節8項(4)「海外への情報発信」 (略)</p>	<p>○第2編2章6節9項(1)「被災者への情報伝達活動」 (2) 国民への的確な情報の伝達 ○第2編2章6節9項(2)「国民への的確な情報の伝達」 (3) 住民等からの問合せに対する対応 ○第2編2章6節9項(3)「住民等からの問合せに対する対応」 (4) 海外への情報発信 ○第2編2章6節9項(4)「海外への情報発信」 (略)</p>

第15編 林野火災対策編（第1章 災害予防）

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防 （略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>4 避難の受入れ及び情報提供活動関係 （略）</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿」 （略）</p>	<p>第1章 災害予防 （略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略）</p> <p>4 避難の受入れ及び情報提供活動関係 （略）</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○第2編1章6節7項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」 （略）</p>

第15編 林野火災対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略）</p> <p>7 国における活動体制 （略）</p> <p>(4) 各種会議等の開催等</p> <p>○第2編2章2節6項(4)「各種会議等の開催等」 （新設） （新設） （新設）</p> <p><u>(5) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項(5)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>○非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，消防庁内とする。</p> <p><u>○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は，消防庁等指定行政機関の局長級職員で構成する。</u></p> <p><u>(6) 非常本部等</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項(8)「非常本部等」の調査団等の派遣，現地対策本部の設置</p> <p><u>(7) 自衛隊の災害派遣</u></p> <p>○第2編2章2節6項(10)「自衛隊の災害派遣」 （略）</p> <p>第4節 避難の受入れ及び情報提供活動 （略）</p> <p>3 広域一時滞在</p> <p>○第2編2章6節5項「広域一時滞在」</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略）</p> <p>7 国における活動体制 （略）</p> <p>(4) <u>政府本部の設置又は各種会議等の開催</u></p> <p>○第2編2章2節6項(4)「<u>政府本部の設置又は各種会議等の開催</u>」</p> <p><u>(5) 特定災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p><u>○第2編2章2節6項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」</u></p> <p><u>○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，消防庁内とする。</u></p> <p><u>(6) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p>○第2編2章2節6項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」</p> <p>○非常災害対策本部の設置場所は，<u>原則として官邸内とし</u>，その事務局の設置場所は，<u>官邸及び消防庁内とする</u>。 （移設）</p> <p><u>(7) 政府本部</u>の調査団等の派遣，現地対策本部の設置</p> <p>○第2編2章2節6項(9)「<u>政府本部</u>」の調査団等の派遣，現地対策本部の設置</p> <p><u>(8) 自衛隊の災害派遣</u></p> <p>○第2編2章2節6項(11)「自衛隊の災害派遣」 （略）</p> <p>第4節 避難の受入れ及び情報提供活動 （略）</p> <p>3 広域一時滞在</p> <p>○第2編2章6節6項「広域一時滞在」</p>

第15編 林野火災対策編（第2章 災害応急対策）

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>4 要配慮者への配慮</p> <p>○第2編2章6節<u>6</u>項「要配慮者への配慮」</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節<u>8</u>項(1)「被災者への情報伝達活動」</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>○第2編2章6節<u>8</u>項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>○第2編2章6節<u>8</u>項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信</p> <p>○第2編2章6節<u>8</u>項(4)「海外への情報発信」</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 要配慮者への配慮</p> <p>○第2編2章6節<u>7</u>項「要配慮者への配慮」</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p> <p>○第2編2章6節<u>9</u>項(1)「被災者への情報伝達活動」</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>○第2編2章6節<u>9</u>項(2)「国民への的確な情報の伝達」</p> <p>(3) 住民等からの問合せに対する対応</p> <p>○第2編2章6節<u>9</u>項(3)「住民等からの問合せに対する対応」</p> <p>(4) 海外への情報発信</p> <p>○第2編2章6節<u>9</u>項(4)「海外への情報発信」</p> <p>(略)</p>

以上